



第3期 大竹市地域福祉計画
令和2(2020)年度~令和7(2025)年度

支え合い
共に生きる
助縁のまちづくり

令和2(2020)年3月

大竹市

第3期大竹市地域福祉計画の策定にあたって



本市では、平成19（2007）年に「大竹市地域福祉計画」、平成25（2013）年に「第2期大竹市地域福祉計画」を策定し、「地縁から助縁（自助努力をしながら、助け合うボランティアの縁）へ」を基本理念として定め、地域福祉推進のための取組を行ってまいりました。

「第2期大竹市地域福祉計画」策定から7年が経過しましたが、この間も少子・高齢化の進行や人口減少など社会環境が目まぐるしく変化し、地域福祉を取り巻く状況は、より厳しいものとなっています。複雑化・多様化した地域課題は行政の福祉制度のみで対応することが難しく、これからの地域福祉は、いかに市民の力を引き出すか、地域のつながりを生み出していくかが問われます。

幸いなことに本市は、地縁や血縁といった昔からの地域のつながりが比較的保たれているまちであり、市内のいたるところで助け合う市民の姿を目にすることができます。これは、まちとして大きな強みですが、一方でその強みも社会環境の変化によって薄れつつあります。

こうした状況を踏まえ、本市としてこれまでの地域住民相互の自然なつながりに加え、世代や分野の垣根を超えてつながる地域福祉のあり方を示す「第3期大竹市地域福祉計画」を策定いたしました。

新しい地域福祉計画が、これからも市民が安心して住み続けられる大竹市をめざすうえでの指針となり、「支え合い 共に生きる 助縁のまち」の実現に向けて取り組んでまいりますので、皆様のご支援ご理解をお願いいたします。

おわりに、この計画の策定にあたり参画いただきました大竹市地域福祉等推進協議会委員の皆様をはじめ、ご協力をいただきました多くの皆様に深く感謝申し上げます。

令和2（2020）年3月

大竹市長 入山 欣郎

◆◆ 目 次 ◆◆

第Ⅰ編 総論	1
第1章 地域福祉計画について	1
1. 地域福祉計画の趣旨.....	1
2. 地域福祉の考え方.....	1
3. 計画の位置付け.....	2
4. 計画の期間.....	3
第2章 計画策定の体制	4
1. 推進協議会等の開催.....	4
2. 計画策定のための取組.....	5
3. ワークショップの開催.....	9
4. パブリックコメントの実施.....	10
第3章 大竹市の現状	11
1. 大竹市の概況.....	11
2. 人口の推移と推計.....	11
3. 世帯の推移.....	13
4. 各地区の状況.....	14
5. 高齢者を取り巻く状況.....	15
6. 障害者を取り巻く状況.....	15
7. 健康・保健を取り巻く状況.....	16
8. 子どもを取り巻く状況.....	17
9. 生活困窮者を取り巻く状況.....	17
第4章 第2期計画の振り返り	18
1. 第2期計画の評価と課題.....	18
2. 重点課題の振り返り.....	23
第5章 計画の枠組み	25
1. 計画の基本理念と将来像.....	25
2. 取組の方向性.....	26
地域の支援の輪（イメージ）.....	27
第Ⅱ編 各論	28
計画の体系	28
第1章 地域間の交流促進のため、地域で集まる場づくり、イベントの推進	29
1. めざす姿（ビジョン）.....	29
2. 取組の方向性.....	29

第2章 地域組織・団体活動の推進	31
1. めざす姿（ビジョン）	31
2. 取組の方向性.....	31
第3章 地域の相談体制・情報提供の仕組みづくり	33
1. めざす姿（ビジョン）	33
2. 取組の方向性.....	33
第4章 援助を必要とする人の把握と支援	35
1. めざす姿（ビジョン）	35
2. 取組の方向性.....	35
第5章 福祉サービスの提供・連携枠組みづくり	37
1. めざす姿（ビジョン）	37
2. 取組の方向性.....	37
第6章 福祉ネットワークの構築	39
1. めざす姿（ビジョン）	39
2. 取組の方向性.....	39
第7章 地域福祉の担い手の育成	41
1. めざす姿（ビジョン）	41
2. 取組の方向性.....	41
第8章 誰もが自分らしく暮らせることを守る制度などの促進	43
1. 個人の尊厳が保たれ支え合える地域社会をめざして（大竹市成年後見制度利用促進基本計画）	43
2. 再犯防止の取組について（大竹市再犯防止推進計画）	45
第Ⅲ編 地域福祉の推進に向けて	49
1. 計画の周知.....	49
2. 連携・協働による地域福祉の推進	49
3. 計画の評価.....	49
資料編	50
1. 大竹市地域福祉等推進協議会委員名簿	50
2. 大竹市地域福祉等推進検討会議委員名簿	51
3. 大竹市再犯防止推進計画の策定に向けた意見交換会	52

第I編 総論

第1章 地域福祉計画について

1. 地域福祉計画の趣旨

近年の少子・高齢化や核家族化の急速な進行、生活様式の多様化などにより、家庭機能の変容が見られるとともに、人口減少や地域における人間関係の希薄化等を背景に、従来の福祉の仕組みでは、支援を必要とする人に十分に対応しきれない状況に向かっています。子育てや介護に悩む人、自立や社会参加のために支援を必要とする人、福祉に関する法律・制度の改正が進み、福祉サービスが充実する一方で制度の狭間で取り残された人など、地域で支援を必要とする人がいます。

第3期大竹市地域福祉計画（以下「本計画」という。）は、支援を必要とする人の生活課題の解決を図るための具体的な仕組みや取組を定め、総合的なサービス提供体制の構築を図り、福祉分野ごとの計画に掲げられた施策はもちろん、福祉分野ごとの計画に含まれない施策や、地域福祉を推進するための方策を盛り込むものです。

2. 地域福祉の考え方

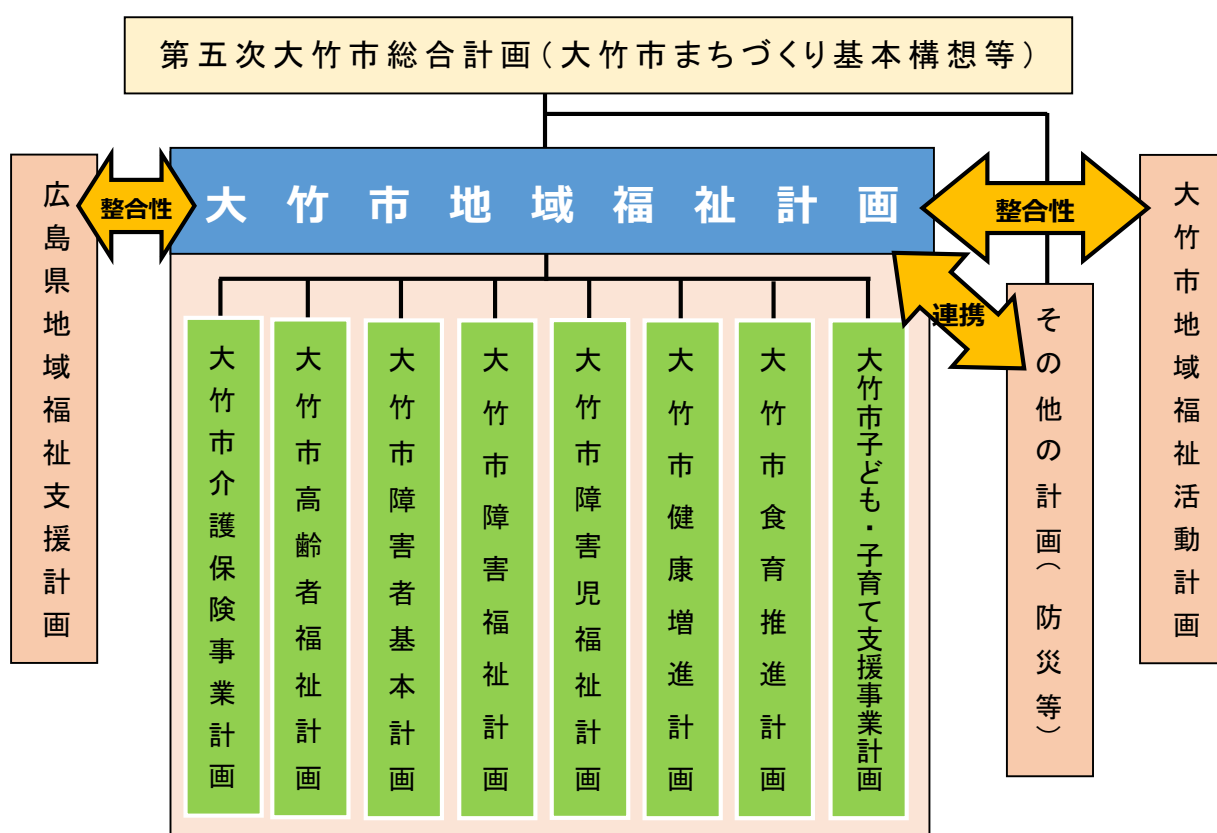
地域福祉を推進するには、自助、互助、共助、公助それぞれの視点で、個人、家庭、地域社会、行政など様々な関係者が相互に連携・協力することが重要です。様々な関係者が「受け手」と「支え手」の関係を超えて、地域の課題を「我が事」として捉え、主体的に行動することで幸せな地域社会をめざします。

自分や家族の取組（自助）	隣近所や自治会など住民のつながり（互助）
<ul style="list-style-type: none">・ 地域の人とのあいさつ、声掛けなど日常の交流をする。・ 地域の活動、イベントに参加する。・ 災害時の避難先など緊急時のことを考える。・ 広報や地域の情報を確認する。・ 支え合いの意識を持つ。・ 自分の能力を地域のことで役立てる。・ 認知症や援助の必要な人がいることを知る。・ 様々なところへ外出し、社会交流・社会参加をする。	<ul style="list-style-type: none">・ 地域の人が集まる場をつくる。・ 地域の人が集まるイベントや会合を開く。・ 支援の必要な人を把握しておく。・ 緊急時の助け合いの仕組みをつくる。・ 地域活動への誘い掛けをする。・ 身近な生活支援の仕組みをつくる。
社会保障などによる相互扶助・団体や事業所による地域福祉に関するサービス（共助）	公的な機関による支援（公助）
<ul style="list-style-type: none">・ 小地域を超えたネットワークを構築する。・ 生活支援サービスを提供する。・ 防災組織の構築・強化を行う。・ 地域の人材育成のための連携を推進する。・ 医療・介護事業所等との連携を推進する。・ 子育て支援のネットワークを推進する。	<ul style="list-style-type: none">・ 市民ネットワークを支援する。・ 情報提供の仕組みの構築・強化を行う。・ 相談体制を構築・充実させる。・ 活動のための経済負担を支援する。・ ユニバーサルデザインを普及させる。・ 社会福祉活動を啓発する。

3. 計画の位置付け

本計画は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 107 条第 1 項に規定する「市町村地域福祉計画」として位置付けられるものです。第五次大竹市総合計画（令和 2 年度まで）・大竹市まちづくり基本構想等（令和 3 年度から）のもと、高齢者、障害者、児童、その他の保健・福祉の計画と共通して取り組むべき事項を定めるほか、まちづくりの計画、防災の計画など保健・福祉分野以外の計画とも連携を図り、市民が支え合い、共に生きる地域社会（地域共生社会）を構築していくための計画とします。

また、本計画の実行プランとなる「大竹市地域福祉活動計画」（大竹市社会福祉協議会が策定）との連動性を持ち、整合性を図ります。



■ 成年後見制度利用促進基本計画

本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号）第 23 条第 1 項に規定する「成年後見制度利用促進基本計画」を兼ねるものとします。

■ 再犯防止推進計画

本計画は、再犯の防止等の推進に関する法律（平成 28 年法律第 104 号）第 8 条第 1 項に規定する「地方再犯防止推進計画」を兼ねるものとします。


4. 計画の期間

第2期大竹市地域福祉計画（以下「第2期計画」という。）の計画期間満了を受け、本計画を6か年計画として策定します。（令和4（2022）年度に中間見直しを行います。）

計画の名称	計画期間※	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	
大竹市地域福祉計画	6年 (任意)				見直し			次期策定
		第3期						
大竹市高齢者福祉計画・大竹市介護保険事業計画	3年 (法定)	次期策定			次期策定			
		第7期	第8期			第9期		
大竹市障害者基本計画	6年 (任意)	次期策定						
		第2次	第3次					
大竹市障害福祉計画	3年 (任意)	次期策定			次期策定			
		第5期	第6期			第7期		
大竹市障害児福祉計画	3年 (任意)	次期策定			次期策定			
		第1期	第2期			第3期		
大竹市健康増進計画・大竹市食育推進計画	10年 (任意)				次期策定			
		第2次				第3次		
大竹市子ども・子育て支援事業計画	5年 (法定)					次期策定		
		第2期					第3期	

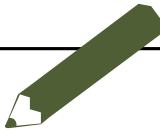
※ 計画期間の（ ）内の表記は、各計画の策定期間が法定か任意かを表しています。

用語解説



『地域共生社会』

制度、分野ごとの「縦割り」や「支え手」・「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会



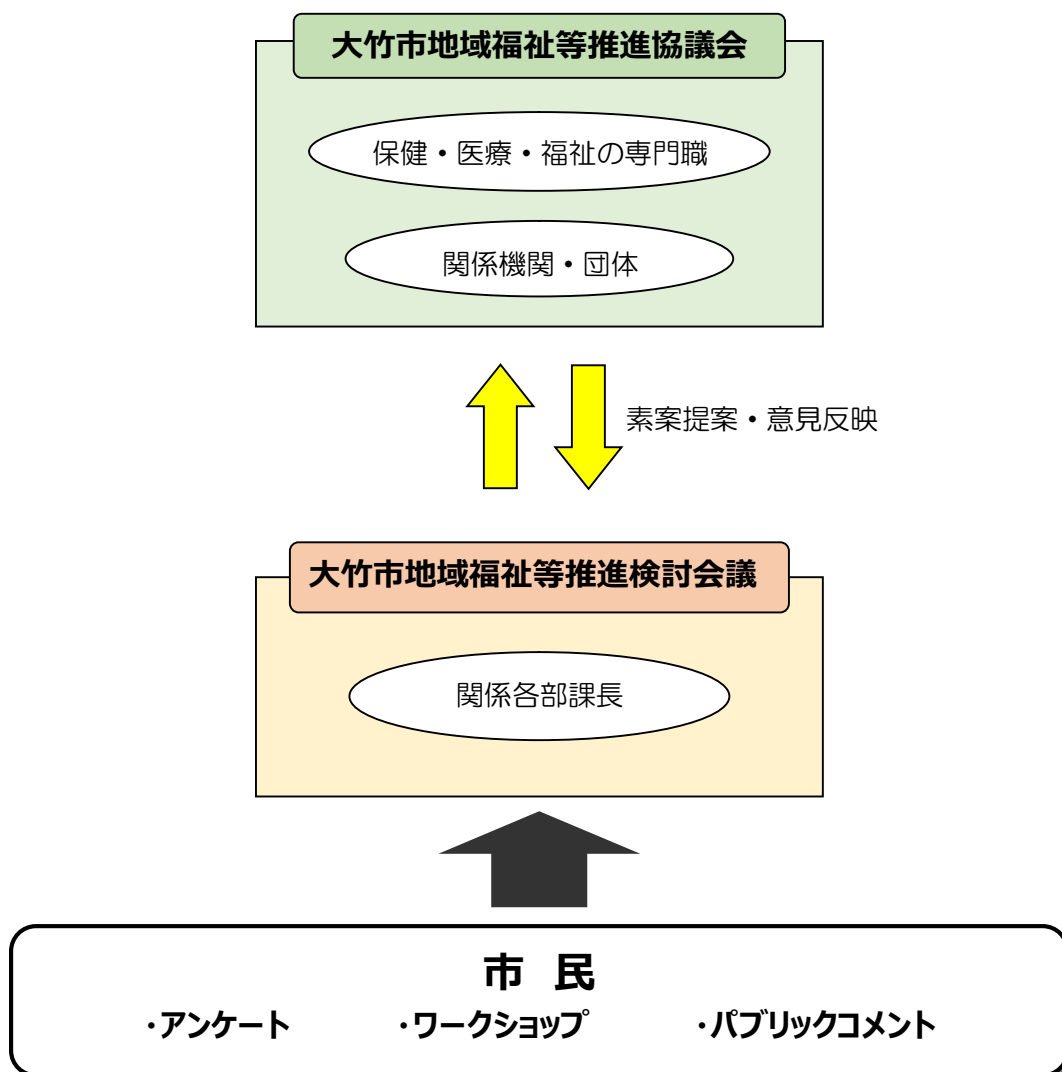
第2章 計画策定の体制

1. 推進協議会等の開催

本計画に関して調査・審議を行うため、市民、関係団体等で構成する「大竹市地域福祉等推進協議会」を設置しました。また、庁内の関係する各部課長等で構成する「大竹市地域福祉等推進検討会議」を組織し、組織横断的な検討を重ねつつ、「大竹市地域福祉等推進協議会」からの専門的かつ大局的な立場からの意見を反映する形を繰り返しながら、本計画の策定を行ってきました。

さらに、各種アンケートやワークショップ、パブリックコメントの意見を参考にしながら策定作業を行いました。

【策定体制図】



2. 計画策定のための取組

多くの市民や関係者の声を集めるため、大竹市地域福祉計画に関する市民アンケート、市職員アンケート、民生委員・児童委員アンケートを実施しました。

また、地域の課題や市民の思いを把握し、関係者の間で地域の課題やあるべき姿について話し合い、よりよい地域づくりのためのアイデアを拾い集めることを目的にワークショップを開催しました。

そのほか、本計画案に対し、市民からの幅広い意見を反映するため、パブリックコメントを実施しました。

(1) アンケートの概要

① 市民アンケート

対象者：18歳以上80歳未満の市民 1,200名

調査方法：郵送による調査票の配付・回収

調査期間：平成30(2018)年10月18日～11月22日

有効回答数：450名(37.5%)

《回答者の属性》

ア. 年齢別

項目	10～ 19歳	20～ 29歳	30～ 39歳	40～ 49歳	50～ 59歳	60～ 69歳	70～ 79歳	不明	合計
男	2名	16名	13名	18名	31名	52名	62名	4名	198名
	1.0%	8.1%	6.6%	9.1%	15.7%	26.3%	31.3%	2.0%	100.0%
女	5名	22名	24名	36名	40名	52名	69名	1名	249名
	2.0%	8.8%	9.6%	14.5%	16.1%	20.9%	27.7%	0.4%	100.0%
計	7名	38名	37名	54名	71名	104名	131名	5名	447名
	1.6%	8.5%	8.3%	12.1%	15.9%	23.3%	29.3%	1.1%	100.0%

イ. 地区別

項目	大竹・木野	小方・川手・ 阿多田	玖波・松ヶ原	栗谷	不明	合計
男	95名	39名	46名	17名	1名	198名
	48.0%	19.7%	23.2%	8.6%	0.5%	100.0%
女	113名	50名	57名	27名	2名	249名
	45.4%	20.1%	22.9%	10.8%	0.8%	100.0%
計	208名	89名	103名	44名	3名	447名
	46.5%	19.9%	23.0%	9.8%	0.7%	100.0%

注：性別が無回答の3名を除く。

② 市職員アンケート

対象者：市職員 300 名

調査方法：庁内ネットワークによる配付・回収及び設置ボックスによる回収

調査期間：平成 30（2018）年 11 月 26 日～12 月 7 日

有効回答数：176 名（58.7%）

③ 民生委員・児童委員アンケート

対象者：64 名

調査方法：調査票の直接配付・郵送による回収

調査期間：平成 30（2018）年 11 月 5 日～11 月 22 日

有効回答数：57 名（89.1%）

※すべてのアンケートの割合は小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、合計が 100%にならない箇所があります。

（2）アンケート結果のまとめ

■ 住んでいる地域の問題・課題

あなたの住んでいる地域にはどのような問題や課題があると感じていますか。【市民アンケート】

現在、あなたが担当されている地域の中で問題や課題があると感じることは何ですか。
【民生委員・児童委員アンケート】

	市民アンケート	民生委員・児童委員アンケート
1 位	子どもの数が少ない（48.9%）	異世代との交流が少ない（59.3%）
2 位	交通が不便（34.0%）	子どもの数が少ない（44.4%）
3 位	子どもの遊び場がない（20.7%）	交通が不便（38.9%）
4 位	異世代との交流が少ない（20.2%）	地域の中でつきあいや連帯がない（37.0%）

住んでいる地域の問題や課題を問う設問の回答では、順位は違うものの共通した項目が上位になっています。中でも「子どもの数が少ない」や「子どもの遊び場がない」と回答された人が多く、少子化に関する課題が大きいと感じる人が多いことがわかります。

また、「異世代との交流が少ない」を挙げた人の割合は、市民アンケートと民生委員・児童委員アンケートでは開きがあるものの、市民アンケートでも一定数の回答があり、地域の中で幅広い年代を含めた交流が必要であると感じる人が多いことがうかがえます。

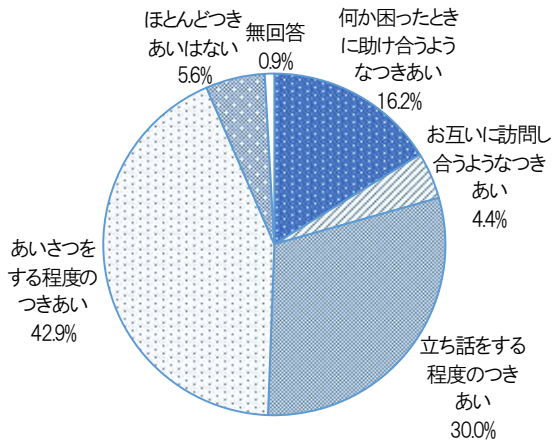
■ ふだんの近所付き合いの程度

あなたは、ふだん近所の方とどの程度のおつきあいをされていますか。【市民アンケート】

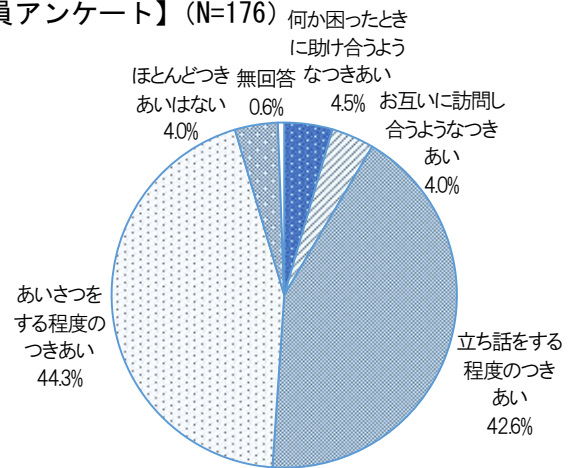
あなたは、大竹市民はふだん近所の方とどの程度のおつきあいをされている方が多いと感じますか。【市職員アンケート】

あなたの担当の地域の住民は、ふだん近所の方とどの程度のおつきあいをされていますか。【民生委員・児童委員アンケート】

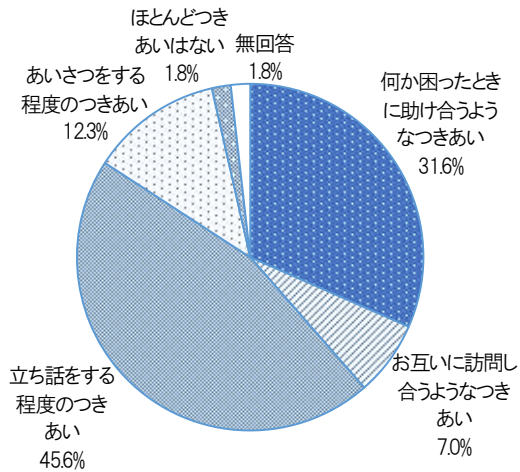
【市民アンケート】(N=450)



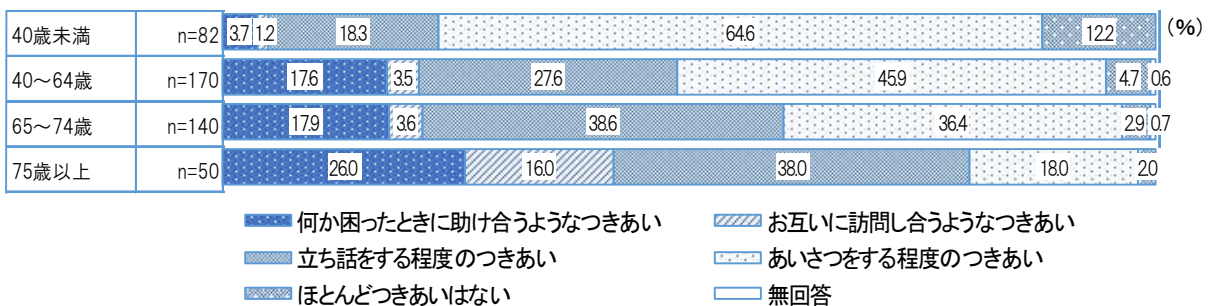
【市職員アンケート】(N=176)



【民生委員・児童委員アンケート】(N=57)



【市民アンケート】(年齢別)



各調査での近所付き合いの深さに関する回答には、かなりの開きがあります。最も特異な傾向を示しているのは民生委員・児童委員アンケートですが、民生委員・児童委員は、おのずと近所付き合いが深い年齢の高い層の人と接する機会が多いことが影響していると考えられます。

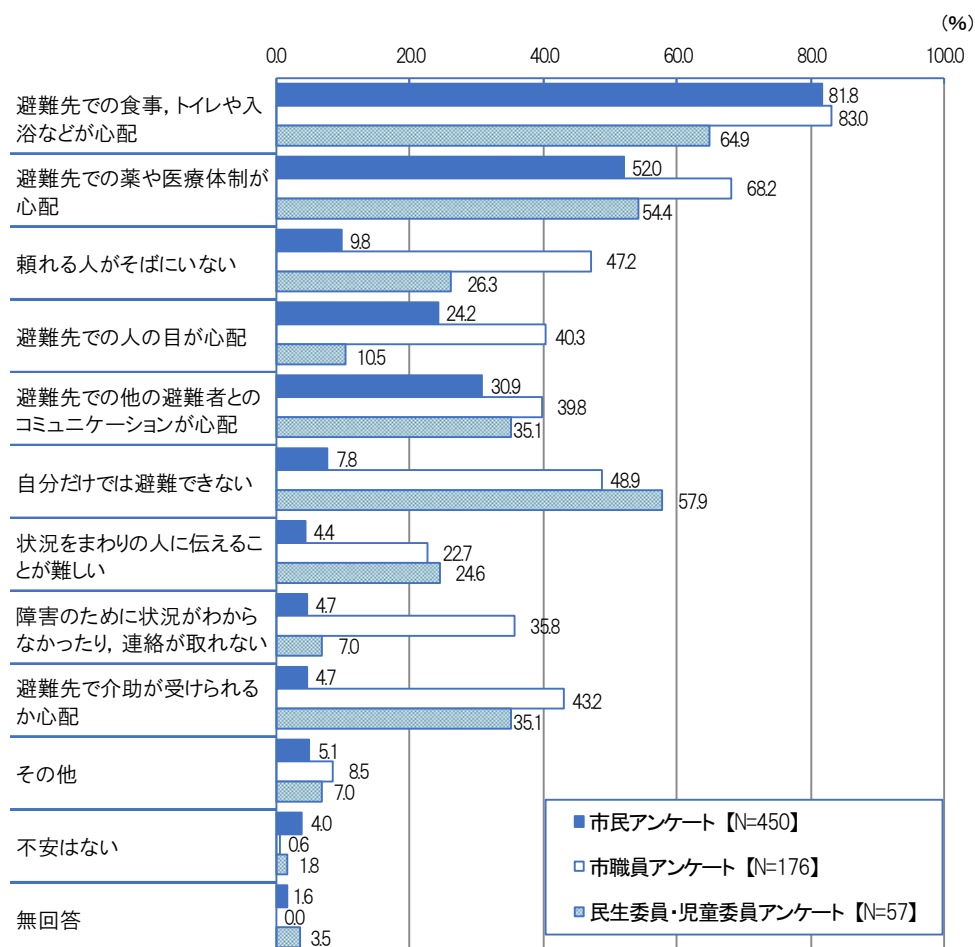
市民アンケートと市職員アンケートでは類似した傾向が見られますが、市職員が業務の中で感じる以上に、市民の交流が図られていることがわかります。しかしながら、「何か困ったときに助け合うようなつきあい」と「お互いに訪問し合うようなつきあい」を合わせても20%程度であることや、さらに40歳未満の人に限定した場合に両者を合わせた割合が4.9%であることを考えれば、地域共生社会の実現に向け、これらの割合が高まるような取組をしていかなければならないことがわかります。

■ 災害が起きた場合の不安の内容

大竹市で地震などの災害が起きた場合、あなたはどんなことを不安に思いますか。【市民アンケート】

大竹市で地震などの災害が起きた場合、市民はどんなことを不安に思うと考えますか。【市職員アンケート】

あなたの地域の方は、地震などの災害が起きた場合、どんなことを不安に思うと考えますか。【民生委員・児童委員アンケート】



いずれのアンケート結果も「避難先での食事、トイレや入浴など」と「避難先での薬や医療体制」への不安や心配ごとが上位になっており、避難所生活を送ることになった場合の生活面に不安を感じている人が多いことがわかります。

また、「自分だけでは避難できない」や「避難先で介助が受けられるか心配」など、市民アンケートと、市職員アンケート及び民生委員・児童委員アンケートで大きな開きがある項目があります。これは、市民アンケートが年齢や地域に関係なく実施したのに対し、災害弱者といわれる人と接する機会の多い市職員や民生委員・児童委員の立場の違いから生じたものと考えられます。そのうえで後者の割合が高いということは、災害に備え、避難行動に移る際の支え合いの仕組みづくりや、介助が必要な人が避難した場合でも、安心して避難所での生活が送れるような取組を今後も進めていかなければならないことを示しています。

さらに、「状況をまわりの人に伝える」ことの難しさや「障害のために状況がわからなかったり、連絡が取れない」も、市職員や民生委員・児童委員が課題と感じる人の割合が高い項目です。災害発生時に支援する側となる両者にとって、情報の収集や伝達が難しいことを示していると考えられ、災害時のとるべき行動などの情報共有や正確な情報伝達の仕組みづくりがこれからの課題と言えます。

3. ワークショップの開催

(1) 開催日時・場所

日時：平成 30（2018）年 12 月 10 日（月）12：30～16：00

場所：サントピア大竹 3階多目的ホール

(2) 参加者

市民、民生委員・児童委員、介護サービス事業所職員、市社会福祉協議会職員、市職員（保健医療課、福祉課、地域介護課）39名

(3) 実施方法

7つのグループに分かれ「大竹市で、元気に楽しく暮らしていくためには、どのような仕組みやものがあればよいか」をテーマに討議を行い、それぞれのグループ発表の中からキーとなる項目を絞りました。次に、絞った項目をもとにテーマを深く掘りさげるための具体策について話し合いを行った結果、様々なアイデアが集まりました。

■ 具体策の5W1H

項目	だれとだれが	いつ・どこで	なにをどのようにする
町内会運動会	地域の人	秋に体育館、公園、校庭で	町内運動会を企画し世代交流を進める。打ち上げで酒盛りをする。
あまり外出していない人の集まり	地域の人	3か月に1回 地域の集会所で	気楽に話す会を開催する。
担い手づくりの募集	自治会が	役員交代の時期に 地域の集会所で	きっかけづくりを行っていく。
相談先の紹介	地域包括が	年中	相談先の広報活動（広報紙、SNS、民生委員・児童委員と連携）を行う。

項目	だれとだれが	いつ・どこで	なにをどのようにする
空き家の利用	地域の人と役所が	年中	空き家での活動をめざし、清掃や利用についての検討を市役所としていく。
地域の提案支援	地域のボランティアと役所が	それぞれの時期に市内全域で	市に対して、地域の活性化イベントの提案を行う場を設ける。参加のポイントなどの対価も検討。
できる事登録	自治会の人	年1回地域で	地域の人に自分でできることを出し合ってもらいまとめる。
盆踊り	地域、自治会、民間	毎年8月 晴海臨海公園で	踊り、ビンゴ、酒で交流を行う企画をし、実行する。自治会で店も出す。
地域で婚活	若い男女が	11月22日に サントピアで	パーティーを開き、地元定着を図る。
雪合戦	高齢者・子ども	冬、雪の降った日に 晴海臨海公園で	楽しく雪合戦をして交流する。
事業所開放	事業所・サークルの人	随時 それぞれの事業所等で	市民を対象にそれぞれがイベントをし、交流を図っていく。
大竹を歩こう	Aチーム（我々）が各ボランティアと	年6回 市内で	ウォーキングロードを設定し、大竹を知り活性化をみんなで話し合う。避難ルートを知る。
地域の声掛け	自治会	回覧板を回す時 地域で	面会して回覧板をまわすルールを作り、見守り、声掛けに利用する。
紙飛行機イベント	和紙工房（保存会）と地域の人	4～5月 総合体育館で	紙飛行機を作り、飛ばす大会を開く。
おむすびづくりイベント	地域の人	1～2ヶ月に1回 集会所で	お米と炊飯器を持ちより、おむすびづくりをして楽しむ。参加していない人にも届けることで交流を活性化する。
ソーメン流しイベント	地域の人	夏に 学校の校庭等で	ソーメン流しのイベントを行い、世代間交流、地域交流をする。

(4) まとめ

本ワークショップでは、最初にテーマに沿って自由に意見を出し合ったところ、ハード・ソフト両面で様々な意見が出ました。そのうちハード面に関しては、徒歩圏内であればよいものとして、飲食店、コンビニ、スーパー、病院、子ども連れで楽しめる場所などを望むもののほか、公共交通や道路の整備、産科・皮膚科などの専門医療の充実を求める意見などがありました。

その後の具体策の話し合いでは、地域にお住まいの人や団体等が関わることで実現できそうなことに焦点を当てて項目の絞り込みを行ったため、(3)で挙げた具体策ではソフト面を中心としたアイデアが並びました。

これを見ると、市民が交流できるイベントの開催や地域での声掛け、外出の機会が少ない人が集まる場などが挙げられており、「元気で、楽しく暮らしていけるまち」にするには、人と人がつながり合う地域をつくっていく必要があることがわかります。

4. パブリックコメントの実施

意見募集期間：令和2（2020）年1月20日～2月7日

第3章 大竹市の現状

1. 大竹市の概況

本市の位置は、広島県の西の玄関口にあたり、国際的・全国的に知名度がある観光地「広島」「宮島」「岩国」に近接し、これらの観光ルート上に位置しています。また、JR 山陽本線の都市間を結ぶ通勤電車が頻繁に行き交い、市内を通る高速道路、「山陽自動車道（広島岩国道路）」では、多くの車両が行き来しています。

市域は、海上沖合に浮かぶ阿多田島ほか3島を含め、面積は78.66km²で、気候は、年間を通じて温暖少雨を特徴とする瀬戸内海式気候に属しています。

地勢は、江戸時代以降、海面埋立てにより造成された新開地を主体とする市街地を除いては、平地が少なく、海岸線近くまで急傾斜の山が迫り、平野部には恵まれていません。

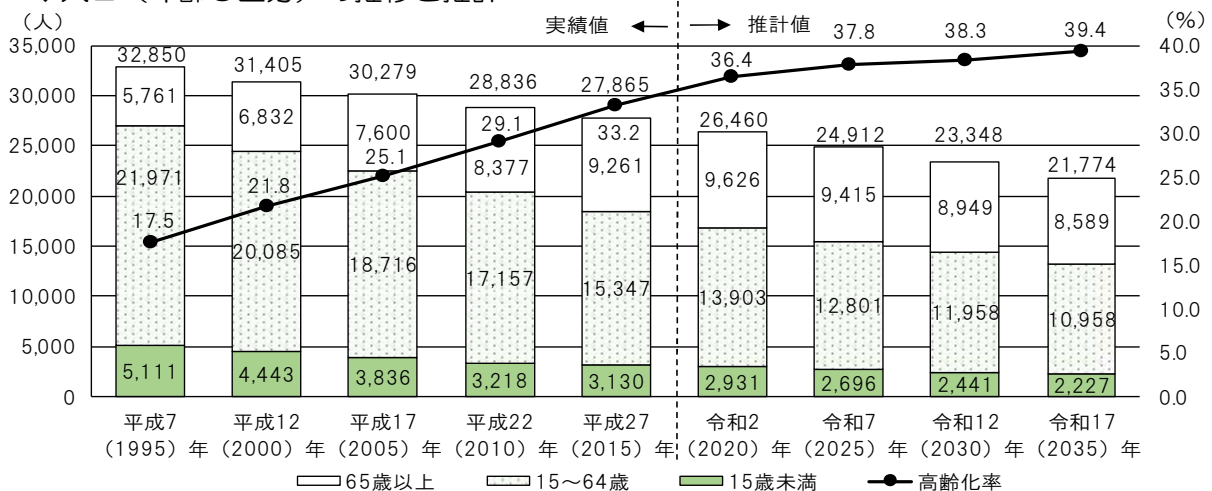
大きな河川としては、県境に沿って、水量豊富な一級河川の小瀬川が蛇行しながら流下しています。

市域の産業は、古くは和紙生産、鰯網漁業を中心に発展しましたが、戦後日本経済の復興の波にのって、沿岸部に石油コンビナートが立ち並び、瀬戸内工業地域の一角として飛躍的な発展をとげました。この間、昭和48（1973）年に始まる2度の石油危機、バブル経済の崩壊や経済のグローバル化などによる構造不況への対応の中で、本市の主要産業は製品の高度化や高付加価値化を推進し、現在に至っています。

2. 人口の推移と推計

総人口は年々減少し続けています。令和7（2025）年には2万5千人を下回り、令和17（2035）年には2万2千人程度になる予測となっています。生産年齢人口（15～64歳）が減少する中で高齢者（65歳以上）の割合が高くなり、令和17（2035）年の高齢化率は39.4%になると推計されます。

◆人口（年齢3区分）の推移と推計



資料：平成27（2015）年までは総務省「国勢調査」

令和2（2020）年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」

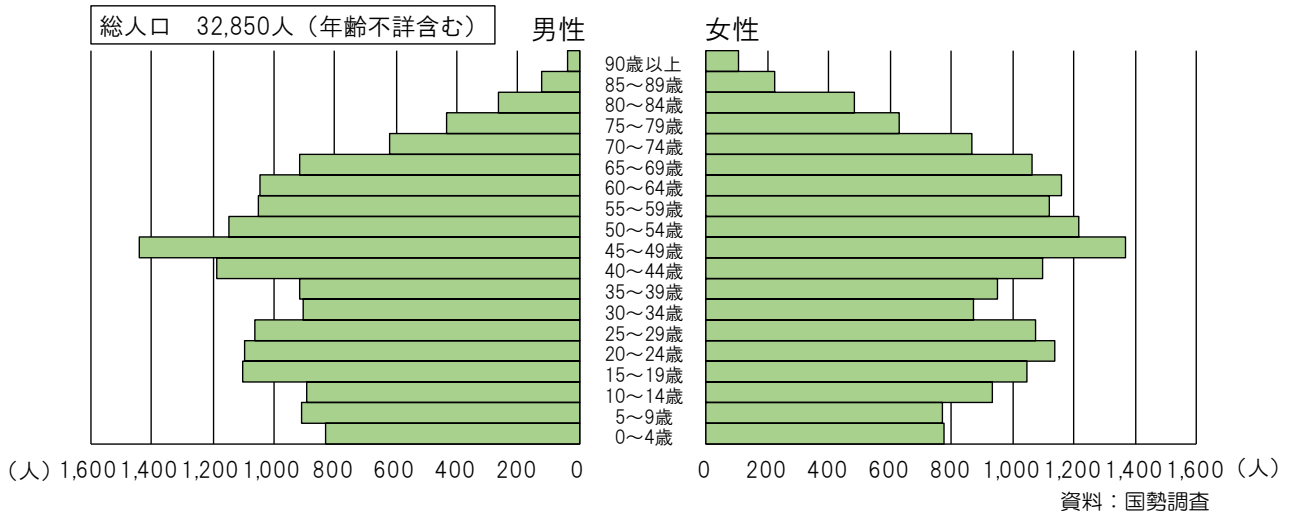
注：平成7（1995）年から平成27（2015）年までの総人口には年齢不詳を含む。

男女別人口の推移

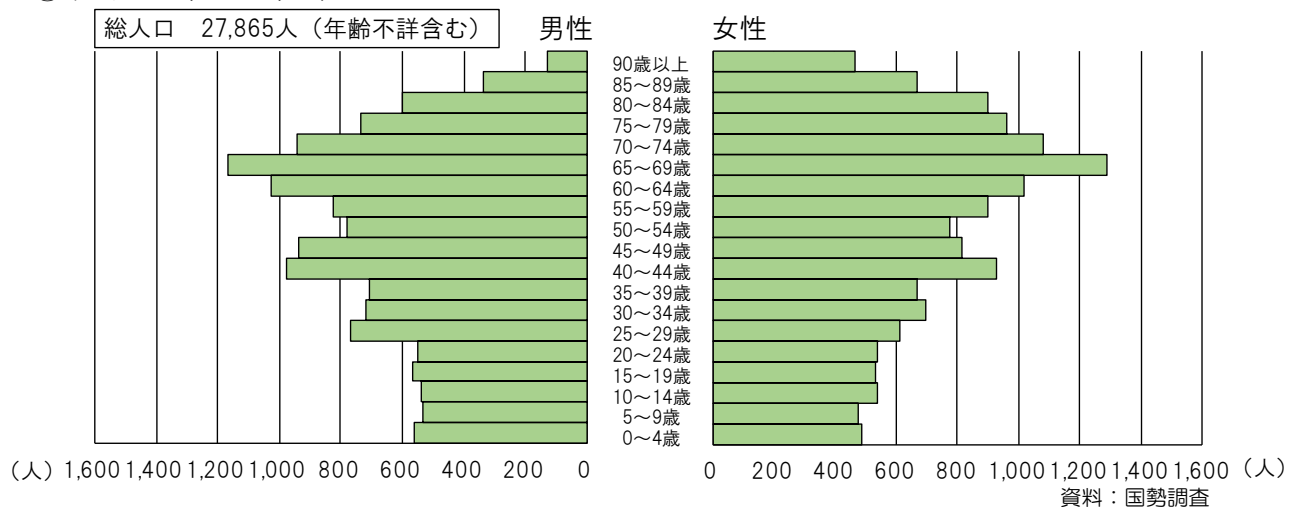
男女ともに少子・高齢化が進み、特に女性の高齢者の数が増えていくことが見込まれます。

◆年齢5歳階級別人口の推移と推計

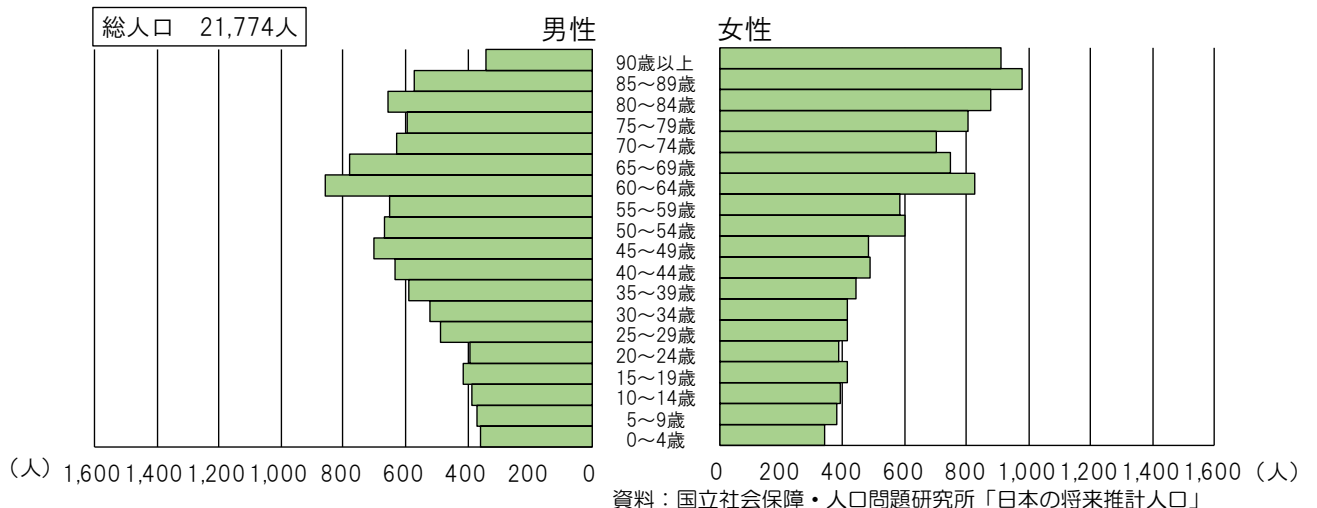
①平成7（1995）年



②平成27（2015）年



③令和17（2035）年（推計値）





大竹市の高齢者を支える割合の推移

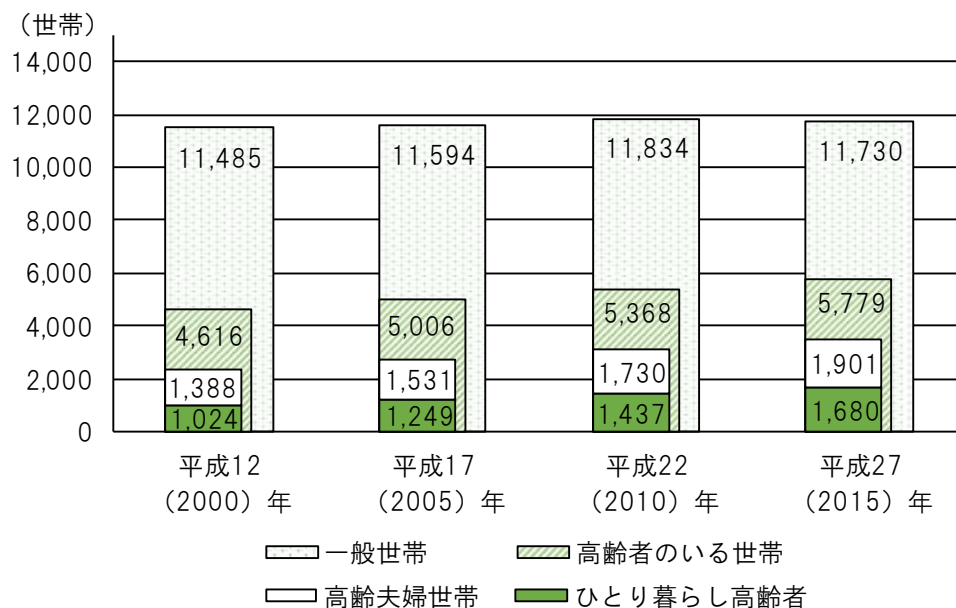
高齢者（65歳以上）を支える働き盛りの世代の人は、今後ますます減っていくと見込まれています。これからは元気な高齢者は支える側として活躍していただくことが必要です。



3. 世帯の推移

一般世帯数の推移は、横ばいの状態ですが、高齢者のいる世帯、高齢夫婦世帯（夫 65 歳以上、妻 60 歳以上の夫婦のみの世帯）、ひとり暮らし高齢者はいずれも増加しています。ひとり暮らし高齢者の数は、平成 27（2015）年には 1,680 世帯となり、平成 12（2000）年と比較し、1.64 倍になっています。

◆一般世帯数と高齢者世帯数の推移



資料：国勢調査

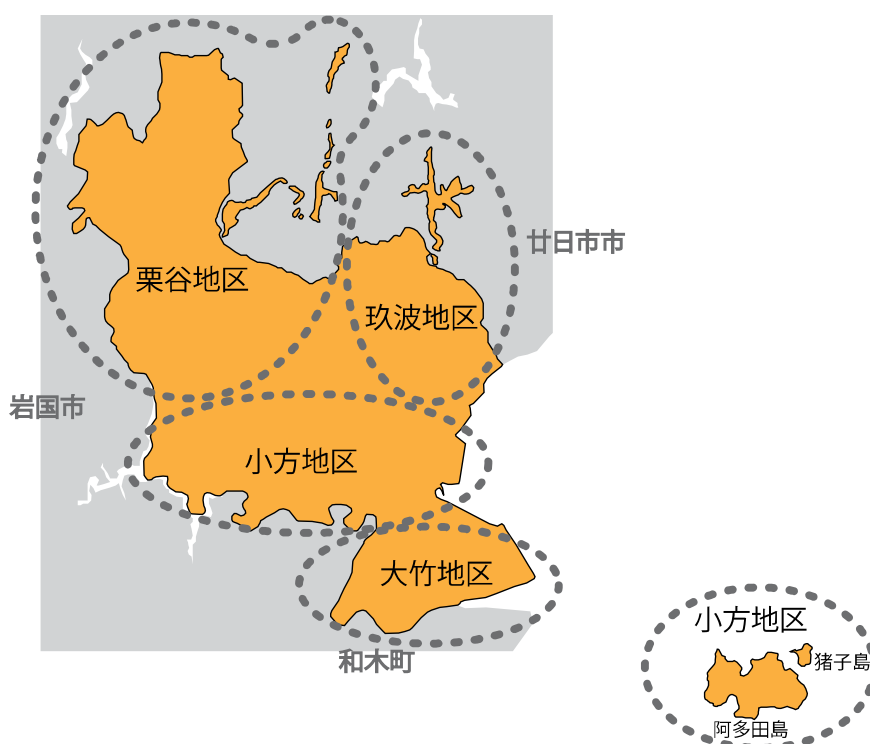
4. 各地区の状況

■ 各地区の概要

地区名	人口	高齢者数	高齢化率
大竹地区	14,176 人	4,688 人	33.1%
小方地区	7,904 人	2,638 人	33.4%
玖波地区	4,270 人	1,770 人	41.5%
栗谷地区	462 人	279 人	60.4%

資料：住民基本台帳（令和元（2019）年12月1日現在）

■ 地区区分



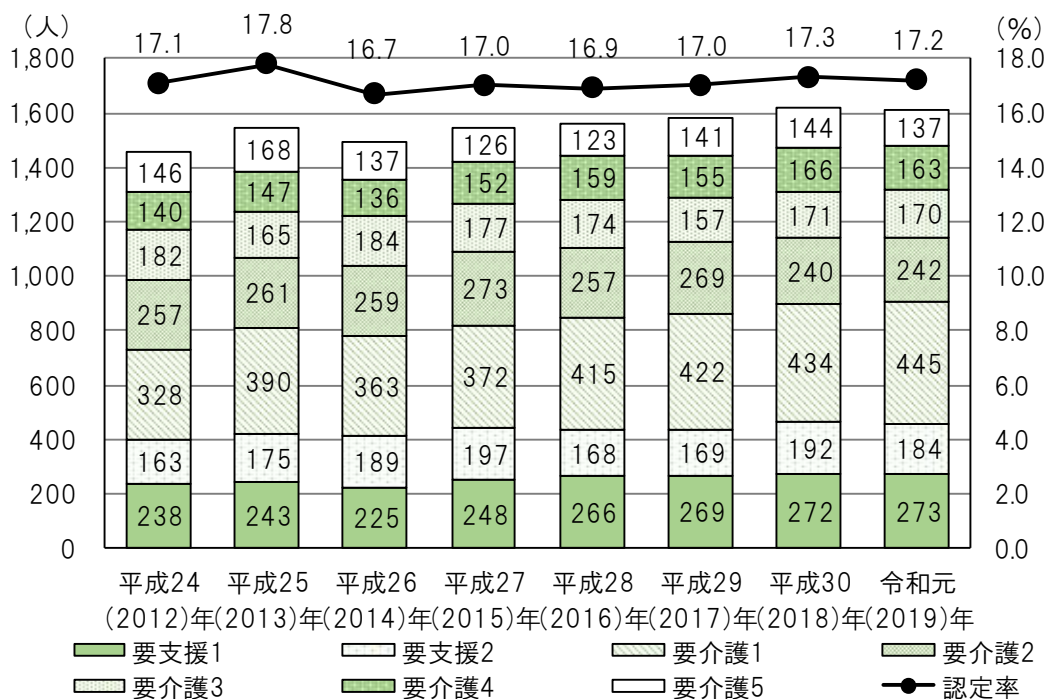
■ 各地区の区域

地区名	区域
大竹地区	新町，油見，本町，白石，元町，東栄，西栄，南栄，北栄，大竹町大竹，大竹町油見
	木野，大竹町木野
小方地区	立戸，御幸町，小方，御園，黒川，三ツ石町，小方町，小方町小方，小方町黒川，港町，御園台，晴海，小方ヶ丘
	防鹿，穂仁原，安条，比作，八丁，後飯谷，前飯谷
	阿多田
玖波地区	玖波，玖波町，湯舟町
	松ヶ原町
栗谷地区	栗谷町大栗林，小栗林，後原，奥谷尻，広原，谷和

5. 高齢者を取り巻く状況

介護保険の要介護等認定率は、ほぼ横ばいで推移しています。

◆要介護等認定者数と認定率の推移（第1号被保険者）



資料：厚生労働省 介護保険事業状況報告（各年9月末）

6. 障害者を取り巻く状況

平成31（2019）年4月1日現在で、身体障害者手帳の所持者は1,060人、療育手帳の所持者は229人、精神障害者保健福祉手帳の所持者は264人となっています。身体障害者手帳の所持者数及び療育手帳の所持者数は横ばい、精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、制度の周知等により増加傾向で推移しています。

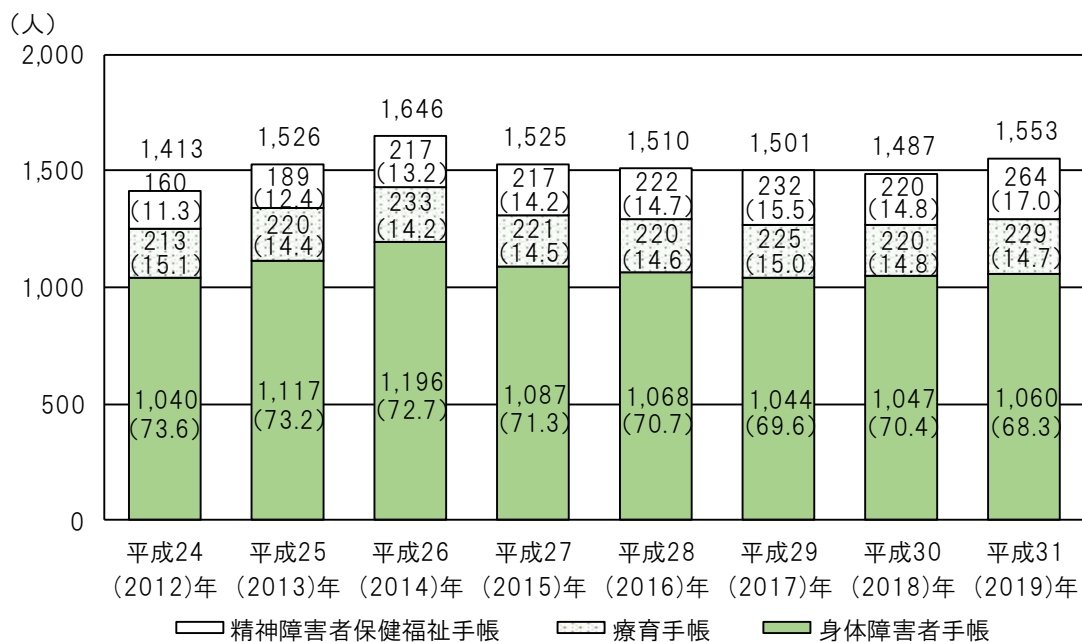
◆障害者手帳の所持者数の推移

(人)

区分	平成24 (2012)年	平成25 (2013)年	平成26 (2014)年	平成27 (2015)年	平成28 (2016)年	平成29 (2017)年	平成30 (2018)年	平成31 (2019)年
身体障害者手帳	1,040	1,117	1,196	1,087	1,068	1,044	1,047	1,060
療育手帳	213	220	233	221	220	225	220	229
精神障害者保健福祉手帳	160	189	217	217	222	232	220	264
合計	1,413	1,526	1,646	1,525	1,510	1,501	1,487	1,553

資料：市福祉課（各年4月1日時点）

注：手帳を重複して所持している場合は、それぞれでカウントした。



資料：市福祉課（各年4月1日時点）

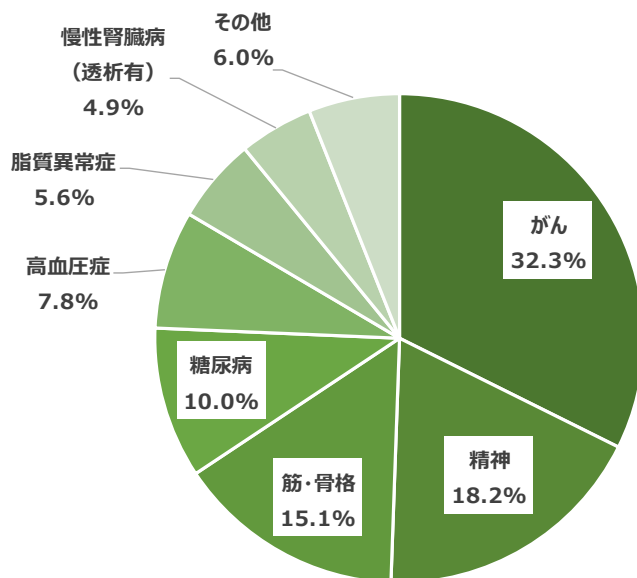
注-1：図中（ ）内数値は、割合（%）を示す。

-2：割合は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない箇所がある。

7. 健康・保健を取り巻く状況

医療費に占める最大医療資源傷病名の割合をみると、がん（32.3%）が最も高くなっており、次いで精神（18.2%）、筋・骨格（15.1%）となっています。生活習慣病としては、糖尿病の割合が高くなっています。

◆最大医療資源傷病名による平成30（2018）年度医療費の割合



資料：市保健医療課（KDB システム）

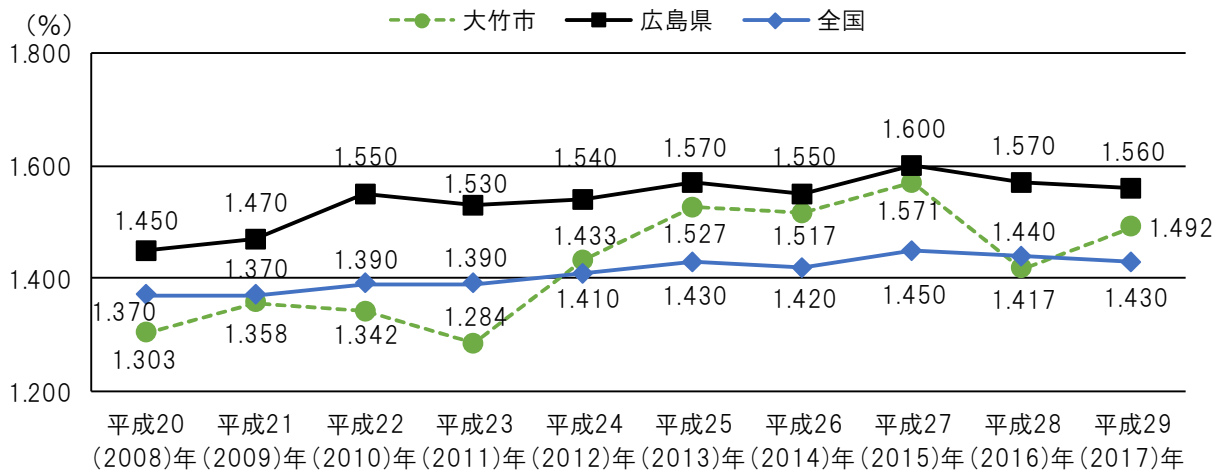
注-1：最大医療資源傷病名：レセプトに記載された傷病名のうち最も費用を要した傷病名

-2：割合は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない箇所がある。

8. 子どもを取り巻く状況

合計特殊出生率は、増加傾向にあります。全国比較ではやや高いものの、広島県との比較では、低くなっています。

◆合計特殊出生率の推移

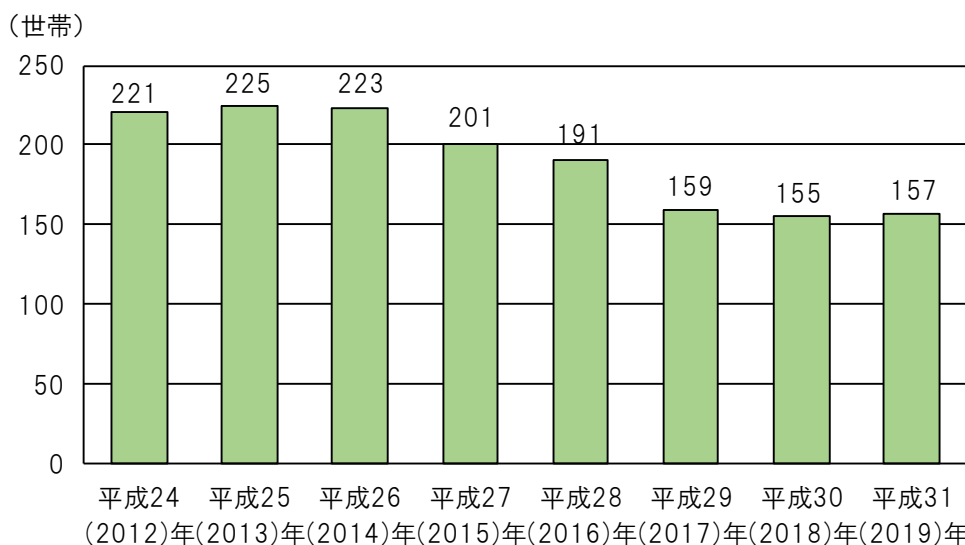


資料：広島県人口動態調査

9. 生活困窮者を取り巻く状況

生活保護世帯数は平成31(2019)年で157世帯となり、ピーク時の平成25(2013)年より減少しています。

◆生活保護世帯数の推移



資料：市福祉課（各年4月1日時点）

第4章 第2期計画の振り返り

1. 第2期計画の評価と課題

第2期計画では、すべての市民が幸せを感じることができる福祉社会を実現するためには、「出会い」、「支え合い」、「共に生きる」の3つの「場」を重点的に進めることとしました。

本計画の策定に向けて、それぞれの場において定めた「取組の方向」をもとに振り返りを行うとともに、重点課題の検証を行いました。

(1) 出会いの場の視点

様々な出会いの場における活動が活発に行われ、新たな出会いの場の創出につながっています。保育所や学校等における福祉の啓発も進み、福祉活動への意識は醸成されつつあります。これらの活動をさらに活性化し、交流の質を高めていくことが望まれます。

	評価（強み）	今後に向けての課題・方向性
福祉に関する意識の醸成	<input type="checkbox"/> 学校等での福祉教育が推進できた。 <input type="checkbox"/> 社会福祉協議会による地域の福祉啓発活動が進んでいる。 <input type="checkbox"/> ふれあい健康福祉まつりを始め、多くのイベントで啓発活動を行うことができている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 障害に対する理解の促進のため、さらなる普及啓発が必要である。 ■ 福祉に対する意識の醸成に関するイベントや講演会などの参加者が固定化傾向にあるため、より多くの市民が関心を持てるような仕掛けづくりが求められる。
垣根のない出会いの場づくり	<input type="checkbox"/> 公民館活動や地域スポーツ行事が活発に行われ、生涯学習やスポーツの振興、青少年の健全育成に効果があった。 <input type="checkbox"/> 学校施設の開放等で、スポーツの普及や交流が盛んになり、多くの人が出会いの場としている。 <input type="checkbox"/> 障害者・児の社会参加促進事業の参加者が増加し、出会いの場が増えつつある。 <input type="checkbox"/> 保育所の園庭開放や子育て支援センターで行われる講座は、児童の遊び場や保護者の交流の場として定着してきている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ スポーツや会の運営を指導、支援する人材を育成・発掘することで、活動を推進し、出会いの場のさらなる創出につなげる必要がある。 ■ スポーツを通じた交流の場をどのようにして地域福祉活動につなげるかの課題がある。 ■ 障害に関する様々な取組に対応できる技能（手話や点字、要約筆記等）ボランティアの育成・確保が望まれる。 ■ 保育所の駐車場の確保や子育て支援センターの利用スペースの拡張が望まれる。

	評価（強み）	今後に向けての課題・方向性
垣根のない出会いの場づくり	<p>□公民館，コミュニティサロン，集会所等の活用により，これらの施設が高齢者の出会いの場となっている。</p> <p>□放課後子ども教室事業やおおたけっ子らんらんカレッジ事業などの実施により，子どもたちの放課後や休日の交流活動が盛んになった。</p> <p>□大竹国際交流協会による「国際交流のタベ」の開催などにより，国際交流の進展が見られている。</p>	<p>■集会所等の出会いの場で，一部老朽化が課題となっている。</p> <p>■集会所等で運動教室やサロンなどが行われるようになり，施設の使われ方が多様化してきているため，利用実態に即した環境整備が望まれる。</p>
新たな地域福祉の担い手育成	<p>□生涯学習の講師の人材バンクをもとに，地域活動を支援することができている。</p> <p>□いきいき百歳体操（一般介護予防事業）の推進で，徒歩圏内で週1回集まる場所や仕組みづくりを進めている。</p> <p>□各地区の活動に健康運動指導士などを派遣することで，地域の自主的活動が定着している。</p> <p>□中学生交歓交流事業やジュニアリーダー育成事業で，将来の地域活動に参画する若い人材を育成している。</p> <p>□認知症サポーター養成事業により認知症の正しい理解が進んだ。</p>	<p>■今後，ボランティア確保のため，ボランティア登録制度の確立が望まれる。</p> <p>■いきいき百歳体操の周知・啓発を推進し，体操に取り組む団体の支援を継続することで，近所の顔なじみの関係の中で健康づくりができる場所を増やす必要がある。</p> <p>■認知症サポーターが，地域での認知症予防や支援のボランティアになれるような支援が望まれる。</p>

(2) 支え合いの場の視点

支え合いの場づくりの中で、人材の育成や確保に向けた施策により、各地でボランティアの立ち上げが進み、成果が出始めています。今後、これらのボランティアが継続的に地域で活動してもらうための仕組みづくりが求められています。市と地域が、各地域活動の担い手の連携、活動支援を強化していく中で、社会福祉協議会等の既存の組織と協働し、その活動を発展させる体制の構築が望まれています。

	評価（強み）	今後に向けての課題・方向性
地区組織・団体活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> □自治会、老人クラブ、PTA、その他各種団体等への支援を行った。 □大竹市地域福祉会館の指定管理をシルバー人材センターに委託し、高齢者の雇用支援をしている。 □地域包括支援センターの相談支援事業は、市民に様々な相談できる窓口として定着してきている。認知症高齢者に対する相談も専門機関との綿密な連携が可能になっている。 □体育振興団体へ活動支援を行った。また、各種大会やスポーツ教室の開催を委託し、開催数や参加者数が増加した。 □社会福祉協議会により、安心箱事業の推進が図られた。 	<ul style="list-style-type: none"> ■今後、民生委員・児童委員と福祉委員等関係各所との連携など相互の連携を深めることが望まれる。 ■今後、シルバー人材センターが介護保険の介護予防・日常生活支援総合事業等を活用し、地域福祉を推進することが望まれる。 ■地域共生社会の実現に向け、地域包括支援センターと児童や障害分野の相談支援とのさらなる連携や統一化が望まれる。
ボランティア団体・NPO法人の育成・支援	<ul style="list-style-type: none"> □社会福祉協議会により災害ボランティアセンター運営研修が開催された。 □社会福祉協議会がボランティアの活動支援を行っており、若年層ボランティアの発掘・育成や各種ボランティア講座の開催などにより、ボランティア活動の活性化と拡充を図っている。 □健康づくり事業において、健康マイスターを21名養成し、地域密着型の運動支援ボランティアとなるべく継続支援を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ■災害ボランティアセンターの役割について、多くの市民に浸透しているとは言えない。また、市災害対策本部との連携強化を図る必要がある。 ■地域福祉団体育成事業、障害者団体育成支援事業は、活動が停滞気味である。 ■多くの市民に自主的にボランティア活動に参加してもらえるよう、さらなる取組が必要である。

	評価（強み）	今後に向けての課題・方向性
地域福祉活動のネットワーク化と拠点整備	<p>□小地域ネットワーク活動推進事業で、近隣住民相互の支え合い・助け合いの体制の立ち上げに助成金を交付。地域住民相互の助け合いの輪が広がった。</p> <p>□社会福祉協議会により、ふれあい・いきいきサロン活動助成やふれあい映画上映事業が展開され、サロン数もほぼ倍増した。</p> <p>□総合福祉センター等の機能強化、施設の活用を進め、一般介護予防事業を展開した結果、想定以上の人が集まり、閉じこもり防止や介護予防が図られている。</p> <p>□子育てサロン、子育てに関するサークル活動の充実で、親子の居場所づくり、親の教育支援、情報提供などが進展している。</p>	<p>■地域の支え合いの重要性が増しているため、事業の拡大の必要がある。</p> <p>■総合福祉センター等の老朽化対策や施設の改善が望まれる。</p> <p>■子育て世代に合った支援方法が求められる。</p>
支援を要する人への対応の推進	<p>□虐待等防止ネットワークにより、代表者会議のほか実務者会議及び個別ケース検討会議を設け、虐待の発見の都度、迅速かつ適切な対応を行うことができる体制を整えている。</p> <p>□「奨学金貸付事業」、「市営住宅優先入居事業」、「就学援助事業」、「特別支援教育就学奨励事業」、「生活福祉資金貸付事業」、「法外援護貸付・給付」、「高額療養費等貸付事業」、「高齢者福祉給付金支給事務」、「介護サービス利用者負担軽減事業」、「住宅手当緊急措置事業」はいずれも必要な支援となっている。</p> <p>□放課後児童クラブ運営事業は、保護者等のニーズに即した事業となっている。</p> <p>□障害者に対し「重度心身障害者福祉タクシー助成事業」、「自動車運転免許取得・改造助成事業」を実施しているほか、広島県の事業として車の乗降や歩行が困難な人に対して「思いやり駐車場利用証」を交付している。</p>	<p>■虐待等は総じて増加する傾向にあるので、継続的な対策が求められる。</p> <p>■悪質な訪問販売や振り込め詐欺の被害にあう事例が後を絶たず、被害防止のための啓発を強化することが望まれる。</p> <p>■支援を行う人材の安定的な確保が課題である。</p>

(3) 共に生きる場の視点

医療・介護連携など専門家との協力体制や、防災組織づくり等、全体としての相談体制は整備されています。今後は、身近な地域での相談体制や見守り体制を、自治会、介護、障害、防災等、各組織との連携をもとに構築しておくことが求められています。また、権利擁護の啓発や様々な地域資源の周知を行う手段・体制づくりなどを工夫し、広く市民が情報を共有し、自発的な活動に結びつけることができる仕組みづくりが望まれています。

また、公共交通機関等や支援制度の整備を通じ、市内の各地域の格差を少なくしていくことで、誰もが地域活動に参画しやすくすることの重要度が増していきます。

	評価（強み）	今後に向けての課題・方向性
権利擁護の充実	<input type="checkbox"/> 学校教育で人権教育を実施している。 <input type="checkbox"/> 「人権教育振興事務」、「障害者相談支援事業」、「権利擁護事業」、「人権啓発推進事務」を展開し、人権感覚の醸成を図っている。 <input type="checkbox"/> 特設人権相談所の実施や女性のための人権啓発を実施している。	■ 福祉サービス利用援助事業や成年後見制度について、啓発や後見人の確保が課題である。 ■ 学校の教育活動全体において、学んだことを実践し、人権尊重の精神が育まれる取組が必要である。
サービス提供体制の充実	<input type="checkbox"/> 包括的、継続的ケアマネジメント事業を実施し、困難事例、入退院時、介護支援専門員等からの相談事業を実施している。 <input type="checkbox"/> 大竹市地域自立支援協議会や、様々な専門部会の中で障害者福祉施策の活発な意見交換が行われている。 <input type="checkbox"/> 在宅医療・介護連携推進事業では大竹市多職種連携協議会を立ち上げ、医療・福祉の専門職でチームを編成し、地域の集会所等に出張し開催する「巡回よろず相談所」を実施している。 <input type="checkbox"/> 福祉・介護人材の確保、定着を支援する「大竹市地域人材確保推進協議会」を立ち上げた。	■ 対応する職員のスキルアップが求められる。 ■ 参加者が少ない会場があるので、周知の方法を工夫する必要がある。 ■ 今後も福祉・介護人材不足の問題はますます顕著になっていくことが予想されるので、多くの事業所に働きかけ、広く参加者を募る啓発活動が求められる。

	評価（強み）	今後に向けての課題・方向性
情報提供・相談対応の充実	<input type="checkbox"/> 民生委員・児童委員による相談活動が定着している。 <input type="checkbox"/> 市の様々な窓口や社会福祉協議会等相談拠点で、一般の相談から非常に困難な事例まで、幅広く対応している。	<ul style="list-style-type: none"> ■ ホームページについて、市の部署ごとに情報の掲載の仕方に差があるため、掲載基準の統一が求められる。 ■ 避難行動要支援者支援制度について、地域で見守る体制づくりと災害時に連携を強化していく必要がある。
自立した生活を支援する環境づくり	<input type="checkbox"/> こいこいバス（地域公共交通整備事業）の利用者は大きく増加している。 <input type="checkbox"/> 公共施設等の多目的トイレやスロープ等の整備により、誰もが使いやすい環境整備が進んできている。 <input type="checkbox"/> 防災活動に必要な不可欠な人材の育成・資機材の整備、防災訓練等への助成などを実施しており、自主防災組織は少しずつ増加している。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市民が将来にわたり快適かつ安心して外出・活動できる交通環境を整えることが求められる。 ■ 自主防災組織の今後さらなる組織率向上と、多くの防災リーダー育成が求められる。 ■ 地域の各組織が連携して地域で見守る体制の周知や活動を浸透させることが求められる。

2. 重点課題の振り返り

重点課題	今後に向けての課題
団塊の世代が地域に参加するまちづくり	<p>第2期計画の振り返りとして、団塊の世代にも適用される施策はあるものの、団塊の世代を主たる対象として焦点を絞った施策は進展していない。</p> <p>今後の課題として、現在行われている高齢者の地域活動への参加を促す施策を拡大し、団塊の世代がより主体的に地域のリーダーとして地域社会へ参画する仕組みづくりを考えなければならない。</p>
地域で子どもを育むまちづくり	<p>地域で子どもを育むための施策は、市の行政組織、団体などにおいて様々な事業として実施され、一定の成果が出ているが、より一層住民主体の取組として定着するよう推進していく必要がある。</p> <p>今後の課題として、現在の施策をまちづくりへの取組とするために関係機関相互の連携強化により総合的な取組内容とすること、住民主体の取組とするために各種の活動を支える地域のリーダー育成やボランティア活動の参加者を確保することが求められる。</p> <p>これらを総合して、地域ぐるみで仕組みづくりを考えなければならない。</p>

重点課題	今後に向けての課題
防災力のあるまちづくり	災害対策の基本的な枠組みはあるが、その運用面で課題が多く残されている。特に行政組織と地域住民、関係団体との連携の在り方や地域住民の防災意識の醸成、主体性を高める取組が求められる。
認知症高齢者を支えるまちづくり	<p>認知症高齢者を支える専門職・関係機関相互の連携を図る取組は進展している。また、認知症に対する知識の普及啓発活動は行われているが、地域住民を主体とした活動には至っていない。</p> <p>地域住民が認知症を正しく理解し、認知症高齢者を支える支援の輪を広げていく啓発方法を考えなければならない。</p>

まとめ

第2期計画の取組の中で、各地域において公民館活動やイベント等多くの出会いの場が広がり、地域福祉の意識を持った市民や団体が市内の様々な場所で活躍しており、福祉活動への意識は醸成されてきています。

また、保育所や学校等での福祉教育や啓発により、将来の福祉活動の担い手へのアプローチも行っているところです。

こうした地域での活動の他に、行政や医療・介護の専門職等の福祉を取り巻く体制も整備が進み、様々な相談拠点で幅広い対応を行っています。

一方、急激な少子・高齢化や人口減少が進んでおり、近所付き合いの希薄化や地域福祉の担い手の減少・固定化が進んでいる地域もあります。

そこで、本計画では福祉に関心が薄い市民に少しでも興味関心を持ってもらえるような取組や、従来のように場や機会を提供するだけでなく、そこから新たな絆が生まれるように働きかけることで、市民や様々な団体が垣根を超えて協働し、世代や分野を超えてつながることができる取組を推進する必要があります。

第5章 計画の枠組み

1. 計画の基本理念と将来像

■ 基本理念

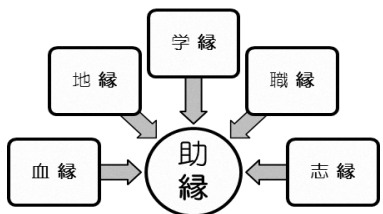
支え合い 共に生きる 助縁のまちづくり

地域共生社会の定義につながるものとして、第1期大竹市地域福祉計画から取り組んでいる「助縁」の考え方をあわせ持つまちづくりをするとの趣旨を反映させ、上記の「基本理念」とします。

用語解説

『助縁』

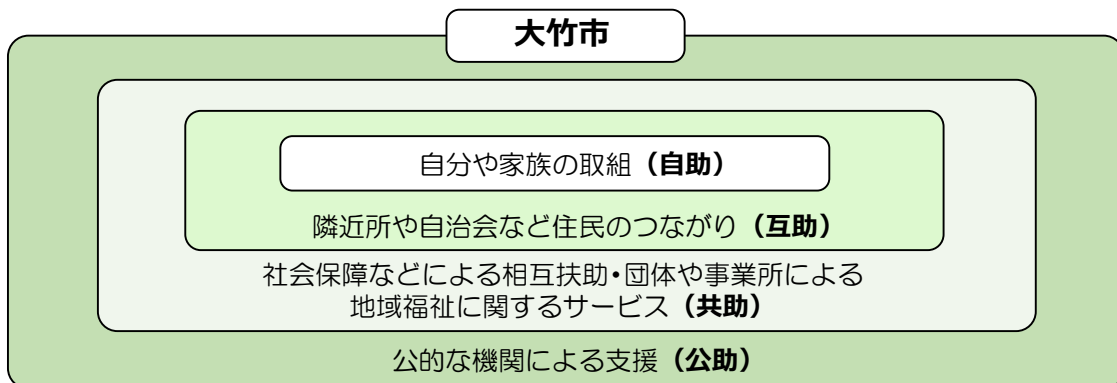
自助努力をしながら、助け合うボランティアの縁。「地縁」や「血縁」に加えて「学縁」、「職縁」、「志縁」（志をともしる縁）など様々な縁による絆（きずな）を深めることで、広がっていく。



■ 地域福祉の将来像

人々がつながり、そのつながりを全体で共有し、みんなで築く幸せな地域社会

地域生活課題の解決を図るため、誰もが「我が事」として主体的に行動するとともに、自助、互助、共助、公助の視点から様々な関係者と相互に連携し、地域資源を活用した地域福祉を推進します。



2. 取組の方向性

第2期計画の軸とした「支え合いの場」「共に生きる場」のつながりが重層的になり、様々な主体と地域全体で協働することで幸せな地域社会を築くという発展的な流れをめざします。

支え合いの場

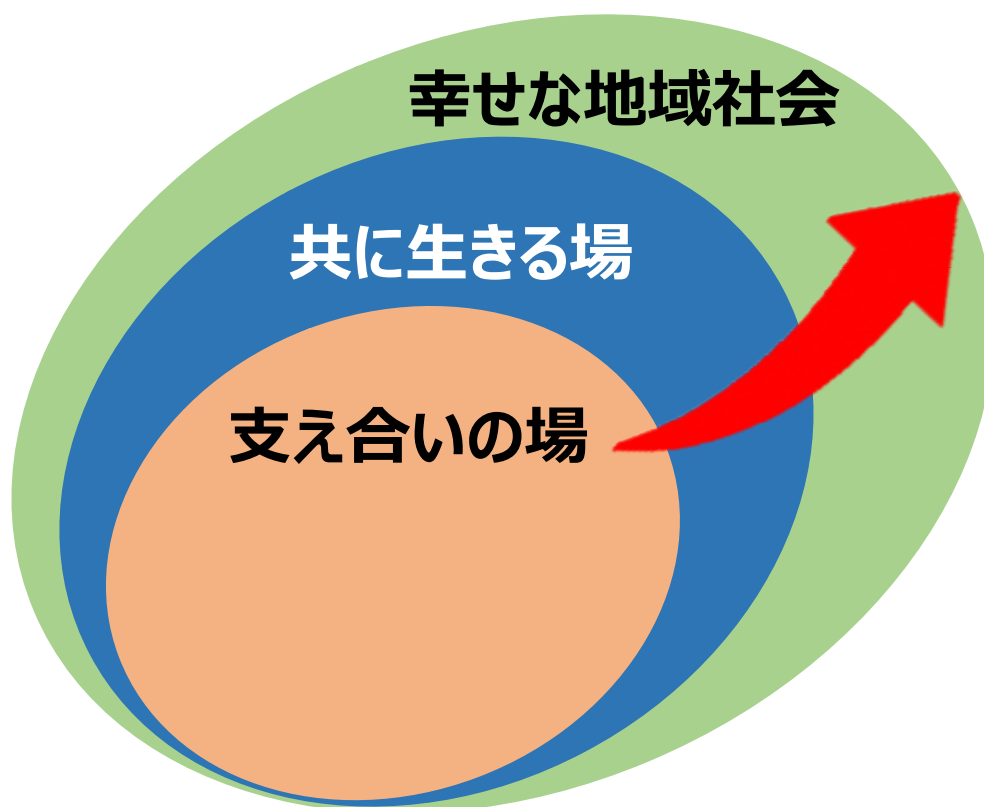
人と人が、地域の中で「助縁」の関係でつながり、様々な人と交流することで、共に生きる場へと発展します。

共に生きる場

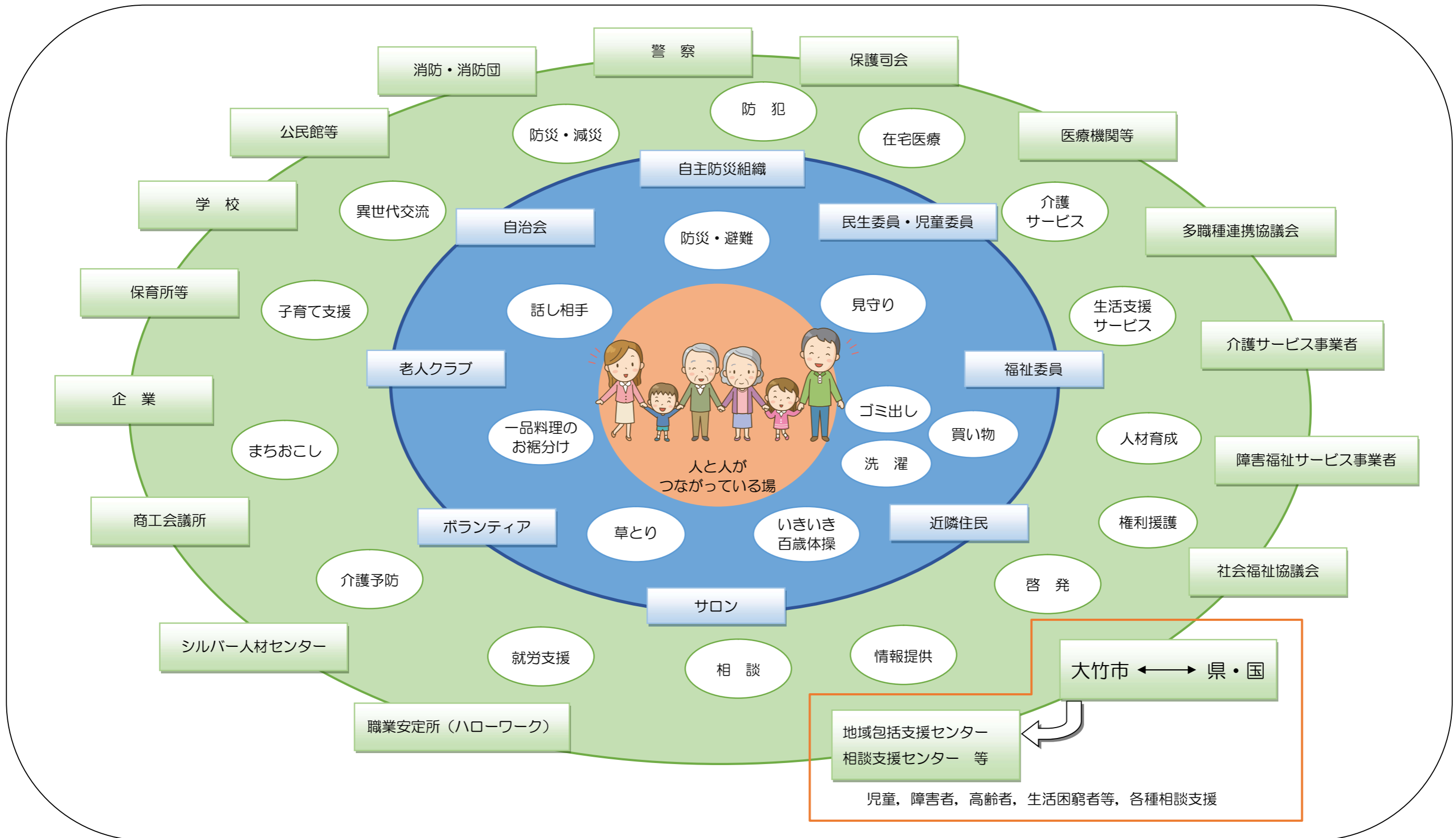
身近な人々が支え合いの場を中心とした小地域ネットワークを築くことで、住民主体の団体、ボランティア組織などとの連携・協働による支援の輪が生まれます。

幸せな地域社会

共に生きる場を行政や各種団体・機関が支援し、地域と各関係機関が、垣根を超えて連携・協働し、継続的に地域を支え合う環境づくりを進めることで、幸せな地域社会を築くことにつながります。



地域の支援の輪 (イメージ)



第Ⅱ編 各論

計画の体系

基本理念

支え合い 共に生きる 助縁のまちづくり

人々がつながり，そのつながりを全体で共有し，みんなで築く幸せな地域社会

幸せな地域社会づくり

共に生きる場づくり

支え合いの場づくり

1. 地域間の交流促進のため，地域で集まる場づくり，イベントの推進

2. 地域組織・団体活動の推進

3. 地域の相談体制・情報提供の仕組みづくり

4. 援助を必要とする人の把握と支援

5. 福祉サービスの提供・連携枠組みづくり

6. 福祉ネットワークの構築

7. 地域福祉の担い手の育成

8. 誰もが自分らしく暮らせることを守る制度などの促進

第1章 地域間の交流促進のため、地域で集まる場づくり、イベントの推進

1. めざす姿（ビジョン）

市民が集まる場が確保され、笑顔で交流ができている。

市民や関係機関が連携して、交流の場の維持・発展を支えている。

市民や様々な団体が垣根を超えて交流し、相互理解が進んでいる。

地域で子どもを育てる意識が醸成され、様々な世代で積極的な交流ができています。

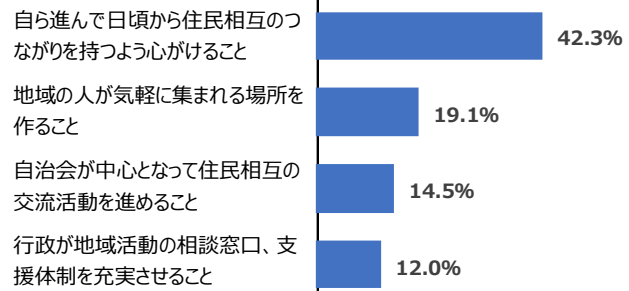
2. 取組の方向性

主な施策の方向性	活動の方策	推進する活動
市民が集い、一緒に学び楽しむ場の提供を通じ、地域コミュニティの発展を促進する。	市民の学びや生きがいづくりの場の増加 活動者や支援者の確保 より多くの市民が関心を持てるような仕掛けづくり 空き家を利用した交流の促進	大竹ふれあい健康・福祉まつりやコイ・こいフェスティバル・イン・おおたけ等のイベントの開催 公民館事業の推進 市民活動環境の整備 空き家の所有者と利用者のマッチング支援
スポーツや運動・食を通じた交流を促進し、市民の健康に対する意識の底上げをする。	指導者の育成 組織間の連携推進 それぞれの人に合った運動をする機会の確保 からだを動かし、楽しむことによる交流の促進	各種スポーツ大会、健康づくり大会や体育講座等のスポーツイベントの開催 通いの場等での運動の推進 健康教室等の普及啓発
地域で様々な経験をすることで、地域を愛する子どもを育てる。	地域の様々な人との交流、世代間交流の促進 関連組織の連携と協働	保育所等の地域交流活動 小中学校の地域交流活動 福祉教育活動

アンケート結果

地域にある生活上の課題の解決に向けて必要なこととして、「住民相互のつながりを持つように心がけること」が42.3%と最も高く、続いて、「地域の人々が気軽に集まれる場所を作ること」が19.1%となっており、地域の住民同士の交流や交流の場づくりが重要との認識が見られます。
(市民アンケートより)

地域で起きるさまざまな生活の課題について、住民同士が自主的に支え合ったり、助け合ったりするためには、何が必要だと思いますか。



活動の推進に関わる主体

支え合いの場	共に生きる場	幸せな地域社会
市民, 民生委員・児童委員, 自治会, ボランティア		市(保健医療課, 生涯学習課, 自治振興課ほか), 社会福祉協議会, 企業
市民, 自治会, 老人クラブ, ボランティア		地域介護課, 生涯学習課, 公民館
市民, 自治会, 老人クラブ, ボランティア		地域介護課, 都市計画課, 社会福祉協議会
市民, ボランティア		生涯学習課, 体育協会, 企業
市民, 自治会, 老人クラブ, サロン, ボランティア, 食生活改善推進協議会, 健康マイスター		地域介護課, 保健医療課
市民, 自治会, ボランティア		福祉課, 保育所等, 子育て支援センター, 社会福祉協議会
市民, 自治会, PTA, ボランティア		学校, 総務学事課, 社会福祉協議会
市民, 自治会, ボランティア		福祉課, 保育所等, 子育て支援センター, 社会福祉協議会

第2章 地域組織・団体活動の推進

1. めざす姿（ビジョン）

自治会、民生委員・児童委員を始め地域の組織が活発に活動している。	市民が相互に支え合い、誰もが暮らしやすい地域コミュニティを築いている。	地域活動組織と行政が協働し地域づくりを推進している。
----------------------------------	-------------------------------------	----------------------------

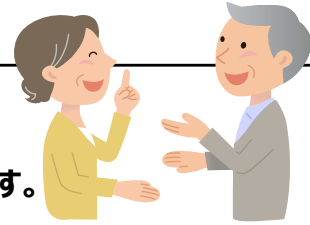
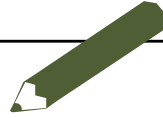
2. 取組の方向性

主な施策の方向性	活動の方策	推進する活動
地域福祉の担い手が活動しやすい環境を整備する。	民生委員・児童委員との連携・協力体制の構築 地域サロン等の交流活動の活性化	民生委員・児童委員活動の支援 民生委員・児童委員と福祉委員との連携強化 サロン等の市民活動支援 地域リハビリテーション活動支援事業
暮らしやすい地域をつくるために住民が行うコミュニティづくりを支援する。	自治会の主体的活動支援 地域の組織・団体相互の協働、連携を推進する支援	自治会活動や市民活動の後方支援 社会福祉協議会との協働による地域組織の活動支援



用語解説

民生委員・児童委員



地域福祉をサポートする身近な相談相手です。

民生委員・児童委員は、市民の立場に立った相談支援活動を行う地域の福祉の担い手として、生活で困っていることや心配ごとに関する様々な相談や支援を行っています。また、支援を必要とする市民と行政や専門機関をつなぐパイプ役を務めます。

活動の推進に関わる主体

支え合いの場	共に生きる場	幸せな地域社会
自治会，民生委員・児童委員，福祉委員		地域介護課，社会福祉協議会
市民，自治会，サロン，ボランティア		地域介護課，自治振興課，社会福祉協議会
市民，自治会		自治振興課，地域介護課
市民，民生委員・児童委員，自治会		地域介護課，社会福祉協議会

第3章 地域の相談体制・情報提供の仕組みづくり

1. めざす姿（ビジョン）

近くに様々なことを相談できる場所があり，必要であれば専門機関につないでもらえる。

市民に困りごとや悩みがあった時，身近に相談できる人がいる。

地域での生活に関わる情報が，必要な人に正確に伝わり，活用されている。

2. 取組の方向性

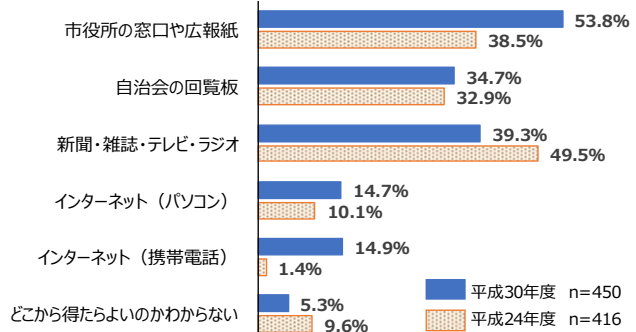
主な施策の方向性	活動の方策	推進する活動
各専門機関の相談体制の機能を強化する。	福祉，健康，教育など，個々の専門分野の相談体制強化と充実	福祉の困りごとや健康に関する悩みごとを相談できる窓口の充実と連携強化
		子育て中の親が困りごとを相談できる場の確保
		消費生活センターと福祉分野の窓口の連携強化
地域での相談体制を強化する。	市民が相互に支え合える地域づくりの支援	民生委員・児童委員による相談事業
		生活支援体制整備事業
様々な媒体を活用した情報提供の仕組みを充実させる。	広報紙やホームページなどの情報発信媒体の活用	広報紙の発行 ホームページの充実 SNS を利用した情報提供

アンケート結果

保健・福祉に関する情報の入手先として、前回調査との比較で、市役所の窓口や広報紙の割合が高くなっており、市役所の窓口機能の向上が見られます。また、従来のマスコミからの情報入手が減少する中で、インターネット（特に携帯電話）からの情報入手が増加しており、この傾向は今後もさらに高まると考えられます。

（市民アンケートより）

あなたは、保健・福祉に関する情報を主にどこから（どのようにして）入手していますか。



活動の推進に関わる主体

支え合いの場

共に生きる場

幸せな地域社会

民生委員・児童委員，自治会，ボランティア

地域介護課，保健医療課，社会福祉協議会，地域包括支援センター，介護保険サービス事業者，障害福祉サービス事業者，多職種連携協議会

民生委員・児童委員，自治会，ボランティア

福祉課，学校，総務学事課，こども相談室，保育所等，子育て支援センター，NPO，多職種連携協議会

民生委員・児童委員

消費生活センター（産業振興課），地域介護課，地域包括支援センター，多職種連携協議会

民生委員・児童委員，福祉委員

地域介護課，社会福祉協議会

市民，自治会，ボランティア

地域介護課，社会福祉協議会

市（企画財政課ほか）

第4章 援助を必要とする人の把握と支援

1. めざす姿（ビジョン）

地域と行政，関係機関が連携し，8050問題*など既存の福祉サービスの狭間にある課題を持つ人の把握ができています。

市民が認知症のことを正しく理解し，偏見がなくなることで，早期発見・早期受診につながり，地域と専門機関が協力して支援している。

生活困窮の状態になっても，適切な支援を受けることで自立した生活を送ることができる。

地域全体で子どもを見守り，異変があればすぐに専門機関に相談できる。

* 8050問題とは，ひきこもりの長期化や高齢化からくる問題で，80歳前後の親がひきこもりの50歳前後の子を養っている状態をいいます。経済的な生活困窮や医療・介護などの問題につながるおそれが指摘されています。

2. 取組の方向性

主な施策の方向性	活動の方策	推進する活動
認知症など支援が必要な人を地域と関係機関が協力して支援できる体制を構築する。	認知症についての正しい知識の周知・啓発 援助が必要な人を早期に発見できる地域づくりの推進 関係機関のアウトリーチによる援助が必要な人への支援	認知症等の知識の啓発活動 認知症サポーター養成事業 地域で認知症の人の見守り活動 避難行動要支援者支援制度の推進 災害ボランティアセンターとの連携 保健師等の訪問による支援 ゴミ出し等生活の困りごとへの支援
生活困窮世帯が抱える課題を関係機関で連携して支援する。	生活困窮者の社会参加促進 生活困窮者への包括的な支援体制の整備	生活困窮者自立相談支援事業
市民が虐待から守られ，安心して暮らせる地域づくりを推進する。	虐待を受けている人への支援体制の強化 健康・生活で支援の必要がある子どもの把握	虐待等防止ネットワークの強化 虐待から逃れることができる場所の整備 育児不安のある家庭への支援強化 関係者間での情報共有の円滑化による早期支援



認知症の現状

認知症施策推進大綱によると、平成 24 (2012) 年で認知症の人の数は約 462 万人、軽度認知障害 (MCI) の人の数は約 400 万人と推計され、合わせると 65 歳以上高齢者の約 4 人に 1 人が認知症の人又はその予備軍とも言われています。このように、認知症は誰もがなりうるものであり、家族や身近な人が認知症になることなどを含め、多くの人にとって身近なものとなっています。

認知症になっても、できる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けるためには、周りの人のサポートが必要です。そのために認知症についての正しい理解を広め、地域全体で認知症の人を支える体制づくりが必要となっています。



活動の推進に関わる主体

支え合いの場	共に生きる場	幸せな地域社会
市民、民生委員・児童委員、自治会、ボランティア、認知症サポーター		警察、地域介護課、医療機関等、企業、地域包括支援センター
市民、民生委員・児童委員、自治会、自主防災組織、ボランティア		危機管理課、福祉課、地域介護課、消防・消防団、災害ボランティアセンター（社会福祉協議会）、地域包括支援センター、介護サービス事業者、障害福祉サービス事業者
市民、自治会、ボランティア		保健医療課、地域介護課、社会福祉協議会、地域包括支援センター
市民、自治会、ボランティア		保健医療課、地域介護課、福祉課、環境整備課、社会福祉協議会、地域包括支援センター
市民、民生委員・児童委員		福祉課、学校、総務学事課、保育所、社会福祉協議会（よりそいサポートセンター）、職業安定所（ハローワーク）
市民、民生委員・児童委員		警察、地域介護課、福祉課、学校、総務学事課、保育所、医療機関等、地域包括支援センター、介護サービス事業者、障害福祉サービス事業者
市民、民生委員・児童委員		福祉課、保健医療課、子育て支援センター

第5章 福祉サービスの提供・連携枠組みづくり

1. めざす姿（ビジョン）

介護，介護予防，障害者支援，子育て，防災，安全などのサービスが充実し，誰もが安心して暮らしている。

地域に関わりのある組織や団体が連携し，支援を必要としている人に，重層的なサービスが提供されている。

複雑なニーズを持ち，援助を必要とする住民に対し，地域と行政，関係機関が連携して，必要な支援をしている。

福祉サービスの提供について関係する組織・団体で状況を共有する仕組みがあり，地域でコーディネートする人を支えている。

2. 取組の方向性

主な施策の方向性	活動の方策	推進する活動
各福祉サービスなどの連携により，支援の質が向上する。	医療，介護，保健の連携による住み慣れた地域での生活の継続を推進 介護予防と保健事業の連携による切れ目のない健康づくりの推進 介護サービスと防災の連携で地域の安心の確保 コミュニティ活動と防災・防犯対策の連携で地域活動の活性化を推進	医療サービスと介護サービスの連携 医療と保健の連携による重症化予防 保健事業と介護予防事業の活動連携 サロン等の地域づくり活動等と保健事業の連携 コミュニティ活動と防災・防犯対策の連携
福祉の複合課題を持つ人への連携した支援体制を構築する。	それぞれの分野で，住民からの相談を一元的に受ける体制の構築	組織横断的な連携体制の構築 手話等のコミュニケーション手段の確保



多職種連携協議会の活動

大竹市又は近郊に勤務等している医師や
 歯科医師、薬剤師、保健師、看護師、ケアマ
 ネジャー、社会福祉士などの専門職により構
 成された任意団体です。

協議会では、研修会の開催などにより会員
 相互の専門性向上に向けた活動を続けてい
 ます。

主な活動内容

- ①関係多職種が資質の向上を図るため
の研修会
- ②関係多職種のネットワークの構築
(大竹おたすけ手帳の作成等)
- ③地域住民を対象とした福祉の推進及
び健康増進に関する活動(「巡回よろ
ず相談所」等)

活動の推進に関わる主体

支え合いの場	共に生きる場	幸せな地域社会
市民、自治会、サロン		保健医療課、地域介護課、医療機関等、介護サ ービス事業者、地域包括支援センター、多職種 連携協議会
市民、自治会、サロン		地域介護課、保健医療課、社会福祉協議会
市民、自治会、サロン		福祉課、自治振興課、危機管理課、地域包括支 援センター
市民、民生委員・児童委員、自治会、ボランティア		福祉課、地域介護課、保健医療課、学校、総務 学事課、社会福祉協議会
市民、民生委員・児童委員、自治会、ボランティア		福祉課、地域介護課、学校、社会福祉協議会

第6章 福祉ネットワークの構築

1. めざす姿（ビジョン）

<p>地域の人々が積極的に交流し、困った時に助け合えるようなつきあいが増加している。</p>	<p>市民が地域で支援が必要な人を把握し、緩やかな見守りを行っている。</p>	<p>住民が「受け手」と「支え手」の関係を超えて助け合いながら暮らしている。</p>	<p>すべての市民が社会参加の機会を持ち、それぞれの立場で社会に貢献できている。</p>
--	---	--	--

2. 取組の方向性

主な施策の方向性	活動の方策	推進する活動
市民の交流機会を創出し、支え合える地域づくりを推進する。	<p>地域のあいさつ運動推進</p> <p>地域の自治会等の連携強化</p> <p>地域の見守りの強化</p> <p>サロン、通いの場等の支援</p> <p>地域の人材のマッチング支援</p>	<p>大竹市地域自立生活支援事業</p> <p>大竹市地域自立支援協議会</p> <p>生活支援体制整備事業</p> <p>地域力強化推進事業</p> <p>サロン活動と見守り活動の連携</p>
地域の防災力向上の支援をする。	<p>平常時からの防災意識の醸成</p> <p>自主防災組織活動の活性化</p>	<p>防災に関する情報の周知・啓発</p> <p>要援護者等の情報把握</p> <p>防災訓練等の活動推進</p>
福祉サービス提供による地域での孤立を防止する。	福祉サービス事業所と地域の組織の連携促進	福祉サービス事業所への地域資源の周知
市民が自由に行動し、社会参加できるような環境の整備を推進する。	高齢者や障害者の社会的障壁の除去	<p>公共施設等におけるバリアフリー化の推進</p> <p>離島介護サービス提供支援事業</p> <p>移動支援の充実</p>

アンケート結果

市民の間では、災害時の避難場所を知っている人の割合は 84.5%と高いものの、地域に自主防災組織があるかどうかわからない人の割合も 64.6%と高くなっています。また、災害などの緊急時に、避難場所への誘導などの手助けがあると回答された人の割合が 21.2%あり、地域の自主防災組織の整備や周知が求められます。
(市民アンケートより)

あなたは防災に対する日ごろからの取り組みや、災害などの緊急時の対応について、どのようにお考えですか。

凡例	はい	いいえ	わからない
①災害時の避難場所について知っていますか	84.5%		15.5%
②日ごろから地域の防災訓練に参加していますか	11.5%	88.5%	
③地域の自主防災組織（自治会などを母体に、地域の住民が防災活動をする組織）が必要だと思いますか	61.6%	7.0%	31.4%
④地域の自主防災組織がありますか	19.5%	15.9%	64.6%
⑤災害などの緊急時に、避難所への誘導などの手助けが必要ですか	21.2%	65.6%	13.2%

注：無回答を除いた割合で集計

活動の推進に関わる主体

支え合いの場

共に生きる場

幸せな地域社会

市民、民生委員・児童委員、自治会、サロン

福祉課、地域介護課、社会福祉協議会

市民、民生委員・児童委員、自治会、自主防災組織、防災リーダー

危機管理課、消防・消防団、地域包括支援センター、介護サービス事業者、障害福祉サービス事業者

市民、自治会、民生委員・児童委員

福祉課、地域介護課、保健医療課、地域包括支援センター、介護サービス事業者、障害福祉サービス事業者

福祉課、地域介護課、都市計画課、土木課

市民、自治会、ボランティア

地域介護課、自治振興課、社会福祉協議会、企業

第7章 地域福祉の担い手の育成

1. めざす姿（ビジョン）

市民が地域の自治会等の活動を通じて、生きがいを持ち、住み慣れた地域での活動が活発になっている。

地域福祉の分野でボランティアが立ち上がり、それぞれが協力し合って盛んに活動している。

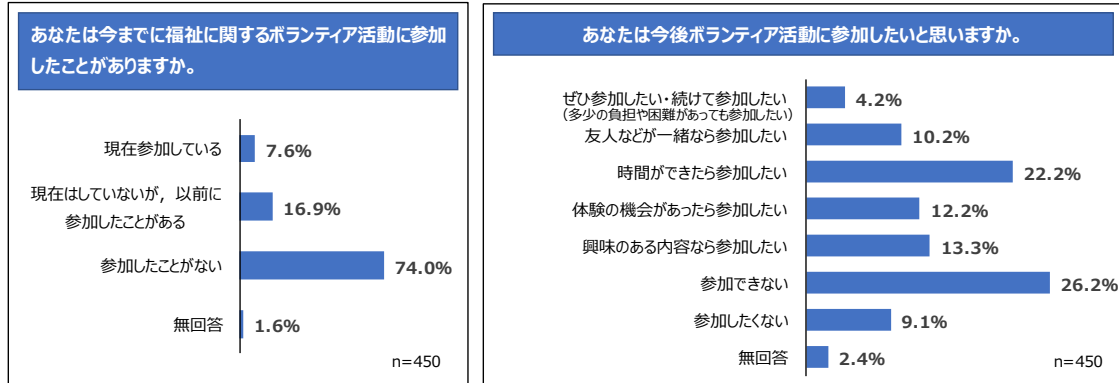
子どもたちが生まれ育った地域で、福祉に関心を持ち、地域の活動に意欲を持って参加している。

2. 取組の方向性

主な施策の方向性	活動の方策	推進する活動
団塊の世代の地域活動への参画を推進する。	地域の人材発掘の推進 分野別のリーダー養成の推進	らんらんサポーター事業 健康づくり事業・健康マイスター育成 地域防災リーダー育成事業 地域福祉担い手育成事業
ボランティア活動を行いやすい環境を整備する。	ボランティア活動の周知 ボランティア団体の活動・育成の推進 既存のサロン等の継続・発展	ボランティア団体の活動支援 ボランティアに関する研修会の開催 サロン等の後継者育成のための研修会の開催
福祉教育を充実させ、福祉に関心を持つ人を増やす。	若年層への福祉教育の推進 将来を担う人材づくりの推進	学校における福祉教育の推進 若年層が福祉に関わる機会の提供

アンケート結果

ボランティアに現在参加している人の割合は7.6%ですが、今後、条件や環境が合えば、ボランティアをしたい人は少なくありません。
(市民アンケートより)



活動の推進に関わる主体

支え合いの場

共に生きる場

幸せな地域社会

市民, 自治会, 自主防災組織, ボランティア

生涯学習課, 地域介護課, 保健医療課, 危機管理課

市民, ボランティア

地域介護課, 社会福祉協議会

市民, 民生委員・児童委員, 自治会

地域介護課, 自治振興課, 社会福祉協議会

市民, PTA

学校, 総務学事課, 社会福祉協議会

市民, 自治会, ボランティア

生涯学習課, 社会福祉協議会

第8章 誰もが自分らしく暮らせることを守る 制度などの促進

1. 個人の尊厳が保たれ支え合える地域社会をめざして (大竹市成年後見制度利用促進基本計画)

(1) 目的

誰もが自分の意志を尊重され、尊厳を持って安心した生活を送ることができ、人と人が互いに支え合う地域社会をつくります。

(2) 目標

成年後見制度などにより、個人の尊厳の保持と安心した生活を支える仕組みをつくり、誰もがどのような状況にあっても、その仕組みを利用することのできる体制を整えます。併せて、この仕組みを広く知ってもらい、また、関心を持ってもらうことによって、いま身近にその利用を必要としていない人も「我が事」として考えるきっかけをつくります。そして、人と人が育み合い、互いに助け合い、支える人が孤立しない地域づくりをめざします。

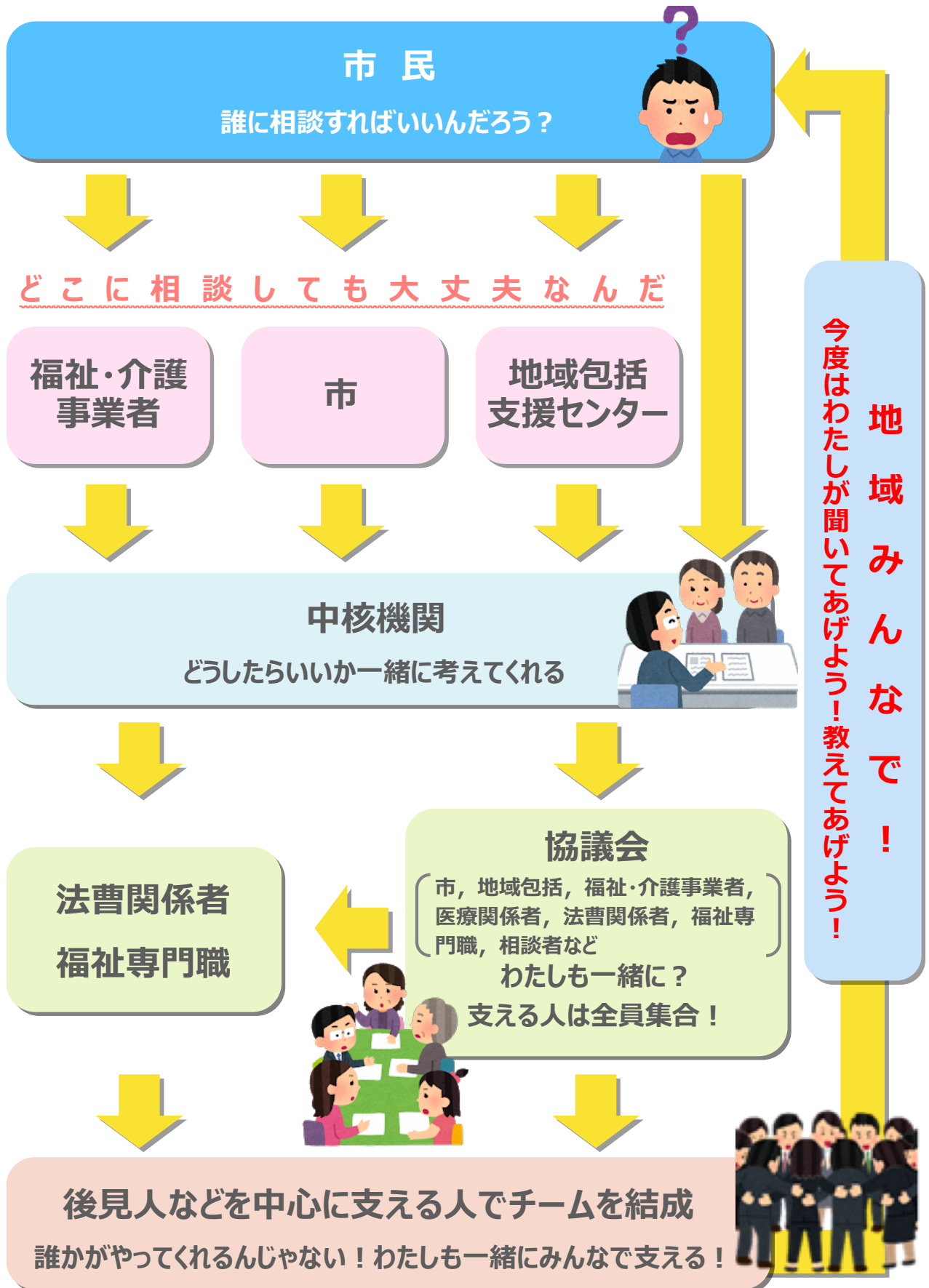
(3) 施策の方針

既存の資源を活用して、本市に合った体制をつくります。

具体的な方針は、行動計画の中で示します。行動計画策定には、介護・福祉サービスを提供する事業者、医療関係者、家庭裁判所、法曹関係者などが参加します。

中核機関整備の方針	<ul style="list-style-type: none">中核機関は、相談者や支援を必要とする人と支える人を結ぶための核となる機関にします。相談者から直接、あるいは事業者などを通して相談を受け、相談者や支援を必要とする人と支える人をつなぐ役割を果たします。
中核機関の段階的・計画的な整備	<ul style="list-style-type: none">中核機関は、支援が必要な人と支える人相互のつながりを拡大・充実させる支える力の強化を図りながら、制度や支える仕組みを広く知ってもらい「我が事」として考えてもらえるよう働きかけます。支援体制や中核機関の運用を見直しながら改善し、より機能的な機関の整備を行います。支える人が孤立しないように、後見人などへの支援についても整備を進めます。
協議会の整備、具体化の方針	<ul style="list-style-type: none">協議会は、相談者や支援を必要とする人とともに、支援を必要とする人に支える人がどのような支援をするかを考える場にします。協議会を通じて、関わる人たちの継続的なつながりをつくります。協議会は、必要に応じていつでも開催できるものにします。

支え合う “わたし”と“みんな” (イメージ)



2. 再犯防止の取組について（大竹市再犯防止推進計画）

（1）はじめに

犯罪や非行をした人が、市民の理解と協力を得ながら円滑に地域社会の一員として生活をしていくことで、犯罪の未然防止につながり、安全で安心して暮らせるまちの実現へとつながります。

そのためには、多様化が進む社会において犯罪や非行をした人が孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、市、刑事司法関係機関、支援関係機関、民間ボランティアを中心とした更生保護に携わる団体等が互いに連携しながら多方面における取組を進めていく必要があります。

（2）現状と課題

- わが国における刑法犯の検挙者数は減少傾向にあり、それに伴い再犯者数も減少しつつありますが、再犯者の占める割合（再犯者率）は約 50%で横ばいとなっています。
- 矯正施設等を出所した人に限定した数値では、出所後2年以内に再度入所した人の数も減少しつつあるものの、近年における割合は 17%前後で推移しており、さらなる改善に向けた取組が求められています。
- 刑務所出所者等総合的就労支援対策の対象者のうち、就職した人の割合は徐々に増えつつあり5割に迫っています。これは、矯正施設、保護観察所及びハローワーク等における相互に連携した取組に加え、協力雇用主会や就労支援事業者機構、更生保護就労支援事業所の就労支援員の協力もあり、犯罪や非行をした人の事業所における雇用が進みつつあることがうかがえます。

こうした状況の中、本市においては、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティアである保護司会をはじめ、女性の立場から地域の犯罪予防活動や更生支援を行うボランティア団体である更生保護女性会などの活動により、犯罪や非行をした人が地域で円滑な社会生活を営めるよう支援しています。

また、平成 30（2018）年9月には、地域における更生保護活動の拠点となる大竹地区更生保護サポートセンターが大竹市総合福祉センター（サントピア大竹）に隣接して開設されました。これにより、保護司と保護観察対象者との面接場所が確保され、充実した更生保護活動が図れるほか、更生保護ボランティアと地域の関係機関等との連携のさらなる促進が期待されています。

さらに、就労面では犯罪歴等により定職に就くことが難しいとされる犯罪や非行をした人を雇用し、地域での自立した生活や社会復帰に向けた指導等を行う民間の事業主である協力雇用主会が活動しています。

本市では、これらの再犯防止に取り組んでいる関係団体と警察その他の関係機関との円滑な連携が図られており、この協力体制を維持していくことが求められています。

《再犯防止に取り組んでいる関係団体別の活動状況等（令和元（2019）年12月1日現在）》

団体等の名称	活動状況等
保護司会	<p>保護観察対象者の生活状況を把握したうえで、立ち直りに必要な指導や就学、就職支援に当たるほか、矯正施設等から社会復帰した人が円滑に社会生活を営めるよう帰住先の環境の調整や相談を行っています。</p> <p>本市では21名の保護司が活動しています。（定数21名に対する充足率は100%となっています。）</p>
更生保護女性会	<p>地域社会の犯罪や非行の未然防止のための啓発活動を行うとともに、青少年の健全な育成を助け、犯罪や非行をした人の改善更生に協力することで、安心・安全に暮らせる地域づくりを目的としたボランティア団体です。</p> <p>本市では136名が参加しています。</p>
協力雇用主会	<p>犯罪・非行の前歴等があるために就労が困難である犯罪や非行をした人を、その事情を理解したうえで雇用し、自立や社会復帰に協力する民間の事業主の方です。</p> <p>本市では、建設業、サービス業、製造業を中心に20の事業者が登録を行っています。</p> <p>また、就労支援事業者機構、更生保護就労支援事業所の就労支援員が、犯罪や非行をした人と協力雇用主会との橋渡し役となり、就労の確保に努めています。</p>

（3）施策の方向性

安全・安心な暮らしを実現するためには、犯罪や非行のない地域社会を築いていくことが不可欠ですが、一方で、犯罪や非行をした人を社会から排除し孤立させるのではなく、地域社会の一員として受け入れることができる社会にすることも必要です。そのためには、犯罪や非行をした人の更生についての市民の理解を得るための広報、啓発とともに、関係機関・団体と連携した支援体制を構築することが求められます。

犯罪や非行をした人の中には、社会復帰後の生活がうまくいかず生活困窮に陥り再犯に至るケースがありますが、その大きな要因として、帰住先がないことや就労を希望しても定職に就くことができないことが挙げられます。このことは、矯正施設等に再び入所した人のうち約7割が再犯時に無職であったことや、仕事に就いていない人の再犯率が仕事に就いている人の再犯率の約3倍となっていることに表れています。

このことから犯罪や非行をした人が地域社会において円滑な社会復帰を実現するための支援として次のような施策の方向性を定めます。

1. 犯罪や非行をした人の住居を確保し、安定した仕事に就くための支援を行います。
2. 犯罪や非行をした人に対して、必要に応じて福祉サービスの提供や生活困窮者自立支援制度による支援などを行います。
3. 社会を明るくする運動などを通じた市民への広報、啓発などの充実を図ります。
4. 支援を行う公的機関との連携、協力体制を構築するとともに、民間の活動団体や協力雇用主会などへの支援を行います。

(4) 今後の取組

項目	取組内容
就労・住居の確保等	<ul style="list-style-type: none"> • 支援関係機関やハローワーク等と連携しながら就労の確保に向けた取組を行います。特に、市民に協力雇用主制度について周知を図るための広報に努めるほか、矯正就労支援情報センター（コレワーク）や特定非営利活動法人広島県就労支援事業者機構及び更生保護就労支援事業所の周知を図るなどして、協力雇用主の広がりへの協力を行います。 • 生活困窮者自立支援制度における就労準備支援について、大竹市社会福祉協議会が設置しているよりそいサポートセンターに委託しています。よりそいサポートセンターでは、地域包括支援センターなど他の相談支援機関と密接に連携が図れる体制を整えており、相談者の置かれた状況等を勘案したうえで、広く就労などに関する相談に応じます。 • 住居の確保については、広島県居住支援協議会を構成する一員として、同協議会が住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に向けた取組として行っている家賃債務保証制度を紹介するなどの取組を行います。 • 犯罪や非行をした人で帰住先がない人に対して、市営住宅への入居について配慮します。 • 県内における更生保護施設の整備、改築等に関する財政的支援のほか、市としても高齢者や障害者が入居等できる施設の整備を進めていきます。
福祉サービス等の利用の促進等	<ul style="list-style-type: none"> • 犯罪や非行をした人が矯正施設等に在所しているうちから受入体制の協議などを行うため、検察庁、矯正施設、保護観察所、広島県地域生活定着支援センター等との一層の連携を推進します。 • 高齢者、障害者、生活困窮者等を支援するための窓口を周知するとともに、地域共生社会の実現に向け、窓口の一本化を図るための検討を行います。 • 高齢者や障害者などの福祉サービスの充実を図るほか、各分野における計画を策定する際に、再犯防止の観点を踏まえた取組を盛り込むよう努めます。 • 犯罪や非行をした人の家族で、福祉に関する支援を必要とする場合は、市の福祉関係窓口のほか、地域包括支援センター、よりそいサポートセンター等で相談に応じ、大竹市社会福祉協議会や民生委員・児童委員等と連携しながら適切に対応します。

項目	取組内容
学校教育・青少年育成に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> • 学校教育においては、道徳科でも法を守ることの大切さを教えており、犯罪を起こさない規範意識の醸成をはじめ、道徳的行為をしようとする内面の力を育てる教育を行っていきます。 • 警察等の協力を得ながら、薬物乱用防止や非行防止等のための教育を推進します。 • 児童生徒が、違法行為又は違法の疑いのある行為を行った場合、学校は警察と連携を図り、学校としての指導を行っていきます。 • 矯正施設等に入所し、その後、出所して復学する児童生徒がいる場合は、学校ごとに適切に教育を受けられる環境を整えるなどの配慮を行います。 • 青少年育成に関しては、子ども・若者育成支援強調月間（11月）に合わせ、青少年の健全育成に向けた行事等を行い啓発に努めます。
犯罪や非行をした人の特性に応じた効果的な支援の実施	<ul style="list-style-type: none"> • 再犯防止のための支援を効果的に行うためには、犯罪や非行をした人の経歴や心身の状況、家庭環境や経済的状況などの特性を考慮する必要があるため、支援関係機関等がこれらの特性に応じて行う指導等に関し、情報連携を行い役割を分担しながら取り組みます。 • 社会復帰をめざしているが、就労が困難であるなどの理由により生活困窮に陥っている場合には、よりよいサポートセンターの相談員が相談に応じたり、生活資金が不足したりする場合は、大竹市社会福祉協議会が行っている貸付制度などを紹介します。 • DV（配偶者等による暴力）や児童虐待の事例があれば、広島県子ども家庭センターや要保護児童対策地域協議会と連携しながら迅速かつ適切に対応します。
民間協力者の活動の促進等及び広報・啓発活動の推進等	<ul style="list-style-type: none"> • 犯罪や非行の防止と立ち直りを支える取組である“社会を明るくする運動”のほか、再犯防止啓発月間（7月）に合わせて実施される取組に積極的に参加します。 • 更生保護に携わる保護司会、更生保護女性会などの活動を支援するとともに、当該団体等の活動を周知し積極的な顕彰に努めることで、社会全体で再犯防止に取り組む機運の醸成を図ります。 • 広報・啓発活動については、広島法務少年支援センター（広島少年鑑別所）を含む各種相談機関の広報に努めるとともに、人権に関する啓発のほか、認知症サポーターやあいサポーターの養成など、認知症や障害への理解を深めるための事業を行います。 • 薬物乱用防止に加え、不正大麻、けし撲滅を目的に「大麻」・「植えてはいけないけし」の除却を進めるための広報を行います。
国・民間団体等との連携強化等	<ul style="list-style-type: none"> • 刑事司法関係機関などが主催する研修会等に積極的に参加することで、再犯防止の現状を把握するとともに、関係機関との連携を強化します。 • 大竹市防犯連合会など、犯罪を防止する活動を行う団体への支援を行います。

第Ⅲ編 地域福祉の推進に向けて

1. 計画の周知

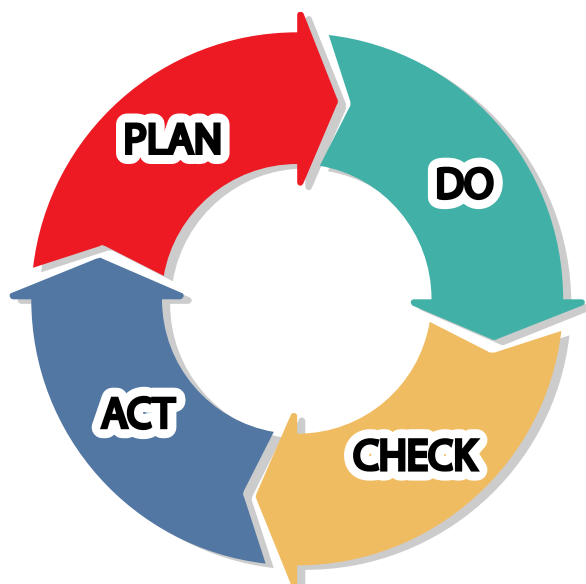
本計画及び計画の実施状況に係る情報は、広報紙やホームページ等、様々な媒体に掲載し、広く市民への周知を図ります。

2. 連携・協働による地域福祉の推進

本計画の理念を実現するためには、市民や行政、関係機関等が連携・協働し「我が事」として参画することが重要です。各論の活動の推進に関わる主体に列記した個人・団体等が取組の中心となり、地域福祉を推進します。

3. 計画の評価

本計画を推進するため、大竹市地域福祉等推進検討会議と大竹市地域福祉等推進協議会において、令和4（2022）年度に中間見直しを行います。進捗状況の把握と評価を行い、PDCA サイクルを構築することにより、効果的な取組を実施します。



PDCA サイクルとは、品質改善や業務改善等に広く活用されているマネジメント手法で、計画（PLAN）、実行（DO）、評価（CHECK）、見直し・改善（ACTION）のプロセスを順に実行していく進行管理のことです。

資料編

1. 大竹市地域福祉等推進協議会委員名簿

No.	団体名	委員
1	社会福祉法人大竹市社会福祉協議会	会長 山本 和彦
2	大竹地区保護司会	副会長 西川 健三
3	広島県社会福祉士会	松谷 恵子
4	大竹市民生委員・児童委員協議会	坂本 スミエ
5	大竹市多職種連携協議会	村上 友美
6	生活困窮者自立支援機関（よりそいサポートセンター）	満井 敦子
7	大竹市認知症対応・玖波地区地域包括支援センター	藤原 敦子
8	地域活動支援センターみらい	呑田 譲二
9	大竹市自治会連合会	岡野 俊彦
10	大竹市保育連盟	大知 恭子


2. 大竹市地域福祉等推進検討会議委員名簿

No.	職名	氏名
1	健康福祉部長	豊原 学
2	健康福祉部地域介護課長	佐伯 和規
3	健康福祉部福祉課長	神代 亨
4	健康福祉部保健医療課長	松重 幸恵
5	市民生活部自治振興課長	升谷 明洋
6	市民生活部環境整備課長	西村 敏信
7	建設部都市計画課長	山田 浩史
8	総務部総務課危機管理監	吉村 隆宏
9	総務部産業振興課長	小田 健治
10	教育委員会事務局総務学事課長	真鍋 和聰
11	教育委員会事務局生涯学習課長	柿本 剛
12	消防本部消防課長	伊崎 喜教

3. 大竹市再犯防止推進計画の策定に向けた意見交換会

大竹市再犯防止推進計画（各論・第8章）の策定に当たり、次の関係機関・団体等が参加する協議の場を設け意見交換を行いました。

機関・団体等の名称
大竹地区保護司会
大竹地区更生保護女性会
大竹地区協力雇用主会
広島県大竹警察署
法務省広島保護観察所
法務省広島矯正管区
広島地方検察庁
特定非営利活動法人広島県就労支援事業者機構



発行年月日 令和2(2020)年3月

発行 大竹市

編集 大竹市 健康福祉部 地域介護課

〒739-0692

広島県大竹市小方一丁目11番1号

TEL: 0827-28-6226

FAX: 0827-57-7185